

令和6年度 危機管理マニュアル



高知県立春野高等学校

目 次

校内緊急体制（緊急連絡体制）	1
① 暴力事件	3
② いじめ	4
③ 授業中の事故	6
④ 部活動中の事故	8
⑤ 差別事象（人権に関する問題）	9
⑥ セクシャルハラスメント	11
⑦ 不審者	13
⑧ 家 出	14
⑨ 自殺予告	15
⑩ 感染症の発生【1】結核	16
⑪ 食中毒	18
⑫ 飲料水の汚染	19
⑬ 火 災	20
⑭ インターンシップ等校外活動における事故	21
⑮ 地震災害	22
⑯ 津波災害	37
⑰ 浸水災害・土砂災害	39
⑱ ミサイル等接近時の対応	44
○学校安全年間計画	46

校内緊急体制（緊急連絡体制）

1 事故発生時の通報・連絡

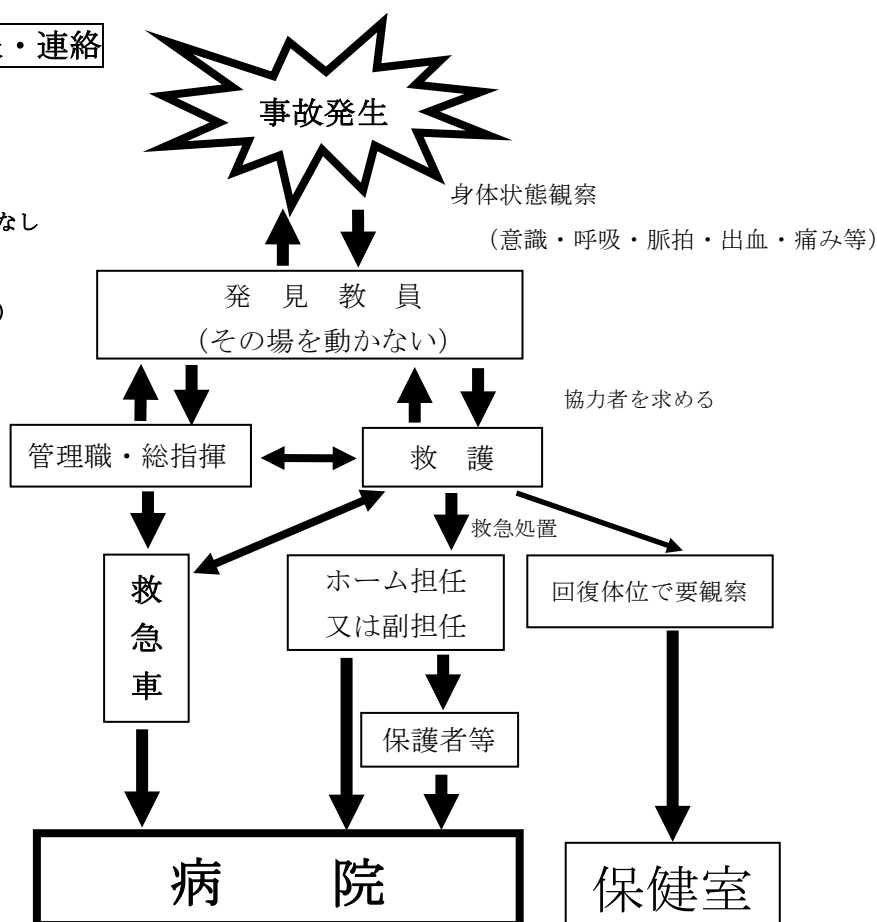
意識確認

呼吸確認 普段どおりの呼吸なし

・胸骨圧迫 30 回

・人工呼吸 2 回（省略可）

（AED 使用）



2 生命が危険と判断された場合

心臓発作・頭部外傷・内臓破裂・広範囲火傷・大出血など

(1) 速やかに救急車を呼ぶ（119）

救急車への連絡方法・・・先方がでたら「救急車をお願いします」とはっきり。

★場所・目標物

春野町弘岡下3860春野高校正門前

★いつ・どこで・どうした

〇〇時頃・〇〇で・転落・骨折 など

★現状はどうか

大出血・意識不明・窒息・呼吸停止など

★性別・年齢など

★救急車到着までの処置を聞く

(2) AEDが必要な場合（意識障害・呼吸停止）。AEDを持ってくる。

(3) 救急処置・・・養護教諭や現場に近い教職員

(4) 関係職員の同行（2名以上）

(5) 連絡 **1 事故発生時の通報・連絡** による

※ 救急事故の事後処理については、学校長を中心として、全教職員共通理解を図り、外部の者への対応は学校長・教頭を窓口とする。

※ AEDの設置場所の確認

3 生命に直接影響はないが、速やかに医師等の治療を要する場合

1 原則として保護者等に迎えに来てもらう。

2 保護者等が迎えに来られない場合

(1) 病院等へ連絡する。

※本人のかかりつけの病院等、保護者等に受診先を確認してから

細木病院	8 2 2 - 7 2 1 1	土佐市民病院	8 5 2 - 2 1 5 1	見元病院 (火傷)	8 2 2 - 7 1 6 8
近森病院	8 2 2 - 5 2 3 1	高知生協病院	8 4 0 - 0 1 2 3	町田眼科	8 7 2 - 0 1 6 4
春野診療所 (学校医 内科)	8 9 4 - 5 2 0 6	独立行政法人国立病院機構高知病院	8 4 4 - 3 1 1 1		
川村整形外科	8 4 3 - 5 2 5 2	田中整形外科	8 2 2 - 7 6 6 0		
内田脳神経外科	8 4 3 - 1 0 0 2	高知脳神経外科	8 4 0 - 3 5 3 5		

(2) 症状によっては家庭連絡し、保護者等に直ちに来院してもらう。

連絡の際、**保険証の持参**を伝える。

(3) 保護者等の付き添いのない場合は、治療後の処置について保護者と相談する。

(4) 生徒の移送は、原則として営業車を利用する。(片山ハイヤー 8 9 4 - 2 3 8 8)

(5) 経過報告・連絡は **1 事故発生時の通報・連絡** による。

4 登校後に発病、授業を続けることが困難な場合

(1) 家庭に連絡し、症状の報告をし、保護者等に迎えに来てもらう。

(2) 病気の生徒はなるべく一人では下校させないようにする。症状によっては医療機関に送る。

5 休日・放課後・部活動の場合

(1) 状況の解る教職員が付き添い、病院で処置を受ける。

① 病院診察時間外 (平日 17 時以降、または休日) の場合

救急病院に行っても時間外のため専門科の医師がいない場合がある。

救急医療情報センターに問い合わせると専門科の医師がいる病院を教えてもらうことができる。(例 骨折の場合は、整形外科の医師がいないといけない)

救急医療情報センター 【0 8 8 - 8 2 5 - 1 2 9 9】

2 4 時間体制 リアルタイムで病院を紹介し、診療及び診察の手配をしてくれる。

ア 車で連れていける場合

(ア) 救急医療情報センターに電話し、専門科の先生がいる病院を紹介してもらう。

(生徒の「生年月日」を聞かれるので知っておく)

(イ) 紹介してもらった複数の病院を保護者等に伝え、病院を決めてもらう。

(ウ) もう一度、救急医療情報センターに電話し、決まった病院を伝え、その病院に行くことを伝える。(救急医療情報センターから病院に連絡してもらうと、病院に行ったときにスムーズになる)

(エ) 保護者等が迎えに来られない場合は、病院へ連れて行き、保護者等に引き渡す。

イ 車で連れていけない状態の場合は『1 1 9』

(2) 家庭への連絡・校長・教頭・担任への連絡・・・担当教職員

(3) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の手続きをとる。

※部活動用の救急箱管理について

- ・各部活動の顧問教職員が管理する。
- ・救急箱には消毒薬、湿布などの外用薬及び衛生材料のみとし、内服薬は置かないこと。(救急医薬品については、各部活動予算で必要に応じて準備してください。)

6 保健室不在の場合

ホーム担任、副担任または職員室の先生が対応。

① 暴 力 事 件

- ・ ケガをした生徒の応急処置及び病院での診察が最優先であり、保護者等への連絡、関係機関と連絡した迅速な対応が必要である。
- ・ 周囲にいた生徒を落ち着かせ、事実関係を早急に把握するとともに、心のケアを行うことが求められる。
- ・ 日常の行動からは予見しにくい暴力行為を防止するため、生徒との触れ合いによる生徒理解の充実、教員間の情報交換、保護者等との連携等により、前兆をとらえるための取り組みが必要である。

1 被害生徒の安全確保

- (1) 当事者や周囲の生徒への対応等が必要となるので、複数の教職員で現場に向かう。
- (2) 負傷した生徒に救急処置を行うとともに、直ちに他の教員に応援要請。救急車の手配等を依頼する。

2 関係機関への連絡

- (1) 管理職の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

【消 防】

- ・ 状況によっては救急車の要請を行う。救急車には教員が同乗（2名以上）し、状況説明を行う。

【警 察】

- ・ 状況によっては警察に通報する。

【教育委員会】

- ・ 事件発生 の 報告をし、助言を受ける。

3 保護者への連絡

- (1) 被害生徒の保護者に、負傷の状況及び搬送先の病院名等を伝える。
- (2) 加害生徒の保護者に、把握した事実を説明し、謝罪の方法等についてともに考えながら指導する。

4 周囲の生徒からの情報収集

- (1) 生徒の動揺を鎮めながら事情を聞き、暴力行為に至った経緯や暴力行為の状況について、可能な限り情報を集め、正確な事実関係を早急に把握する。

5 役割分担

- (1) 事件の概要について、全ての教職員で共通理解を図る。
- (2) 他の生徒、保護者、地域の人々、報道関係への対応、記録等について役割分担や対応方針を確認し、組織的に対応する。
- (3) 部外者への対応は、校長を窓口とする。

6 他の生徒への指導

- (1) 生徒の動揺が予想される場合は、当該生徒の人権やプライバシーに配慮の上、事件についての説明を行い、憶測による噂が広まらないように努める。
- (2) 説明は、その内容について全教職員で共通理解した上で実施する。

7 保護者への対応

- (1) P T A役員、教育委員会等との連携を図り、緊急保護者会の開催等により、保護者等への説明を行う。
- (2) 事件の概要や今後の学校の対応方針等を説明し、協力を求める。

8 その他

- (1) 事件の発生状況や指導の経過等を詳細に記録しておく。

未然防止のポイント

① 生徒理解の充実

- ・ 授業や休憩時間等における生徒の日頃の行動や友人関係等について、触れ合いや観察等により得られた情報を教職員間で交換し、多角的に生徒をとらえるようにする。

② 教育相談の充実

- ・ 家庭や学校のことなど、どの生徒も不安やストレスを抱えていると考えられる。一人ひとりの生徒に教師が積極的に声をかけ、不安等が打ち明けられる信頼関係を確立し、相談活動の充実を図る。また、自分のことや友達のことでの心配なことは、いつでも相談にのることを日頃から折に触れ伝える。

③ 関係機関との連携

- ・ スクールカウンセラーや相談機関から生徒理解についての助言を得たり、警察や補導センター等に学校の現状や指導方針について説明したりすることなどにより、日頃から相談できる関係づくりをしておく。

④ 保護者等との連携

- ・ 家庭での生徒の様子で、気になることがあればすぐに担任等に相談できるよう、日頃から協力関係を築いておく。

⑤ 緊急対応の演習の実施

- ・ 校内研修等を通じて、緊急事態を想定した演習を行うことにより、事件・事故が発生した際の教職員の対応力を高める。

② いじめ

- ・ いじめは人権侵害であり絶対に許されない行為である。学校はいじめられている生徒の立場に立ち、全力でその生徒を守り、問題の解決を図る。
- ・ いじめられた生徒は心理的に非常に追いつめられた状況となる。本人の立場に立って共感的にかかわり、心のケアを図ることが求められる。
- ・ いじめの指導に当たっては、学校全体で取り組み、組織的に対応していくことが求められる。
- ・ 保護者等との連携、協力関係築くことが必要である。

1 いじめられた生徒からの事実確認及び保護者への対応

- (1) 管理職や関係教職員で、これまでの経過を共通理解し、家庭訪問を行う際の配慮すべき点を確認する。家庭訪問では、学年主任等が担任に同行するなど複数で対応する。
- (2) いじめ防止対策委員会により、いじめに対する対応を話し合い、組織的に解決に向けて取り組む。

【生徒】

- ① 保護者等の了承を得た上で、事実確認を行う。
- ② 生徒の思いや願いをしっかりと聞きながら、可能な限り詳細に聞く。
- ③ 生徒の心情として、いじめられている事実を正直に言えない場合や、感情が高ぶることがあるので、時間をかけて共感的にじっくりと聞きながら事実確認をする。

【保護者】

- ① 保護者等の思いをしっかりと聞き、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪をする。
- ② 生徒と保護者等に、学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応については、今後、継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

2 対応方針の決定及び役割分担

- (1) 管理職や関係教職員で、これまでの情報と家庭訪問で得た情報をもとに協議し、課題を明確にするとともに、今後の指導方針及び指導内容、役割分担について決定する。
- (2) 収集した情報は速やかに生徒指導担当者や管理職に伝えることができるように、教員の情報連絡体制を整える。

3 いじめた生徒・周囲の生徒からの事実の調査・確認

- (1) いつ、だれが、どこで、なにを、どのように、どうしたに基づき、正確に事実を把握する。
聞き取る際には、生徒の人権やプライバシーに配慮するとともに、思いこみや憶測が入らないように慎重に行う。
- (2) いじめられた生徒から聞き取る際には、心理的な圧迫感を与えないように慎重に行う。
- (3) 周囲の生徒から聞き取る際には、グループ面接など問いかけから聞き取りを行うなどの工夫を行う。

4 いじめた生徒・保護者等への対応

- (1) 家庭訪問等により、生徒と保護者等に直接対応する。その際、担任だけでなく学年主任が同席するなど、複数の教員で対応する。
- (2) 生徒に確認した事実に基づき、行った行為及びその行為を受けた生徒の心情を伝える。そして、行為の重大性に気づかせ、反省を促すとともに、謝罪の方法等についてともに考えながら指導する。
- (3) 保護者等に、いじめの解決を通して生徒のよりよい成長を促したいという教員の願いを伝え、協力を求める。
- (4) 保護者等が孤立感を感じないように配慮し、保護者等とともに解決に向けての取り組みを考えながら、家庭での子どもへの接し方等について助言する。

5 学級・学年全体への指導

- (1) いじめられた者のつらさを理解させるとともに、はやし立てたり傍観したりする行為がいじめを助長させることを理解させ、いじめを許さない態度の育成を図る。

(2) いじめの事実を伝えて指導する場合は、必ず本人と保護者等の了解を得て行う。

6 指導の継続

- (1) 担任は、いじめられた生徒やいじめた生徒の保護者等に指導経過を報告したり、その後の家庭での様子について情報交換したりするなど、継続して生徒の成長を見守る。
- (2) 関係した生徒の成長についての情報を教員間で定期的に交換し、共有化を図る。また、教員から声をかけ、見守ってくれるという安心感を伝えるようにする。

7 関係機関との連携

- (1) 生徒に対する継続的なカウンセリングを依頼するなど、スクールカウンセラーや相談機関と連携を図る。
- (2) 暴力や恐喝等を伴ういじめについては、早急に警察との連携を図る。

未然防止のポイント

- ① いじめに関する校内体制の確立
 - ・ いじめに関する委員会等を設定し、教員の認識を高める取り組みや、悩み調査を実施する取り組み、緊密な情報交換等により、いじめの早期発見に向けた取り組みを充実する。また、いじめは絶対に許さないという教員の姿勢を日頃から折に触れ生徒に示す。
- ② いじめを許さない学校・学級づくり
 - ・ 生徒会活動や学級活動を通して、いじめを見かけたら生徒がその場で注意することのできる、いじめを許さない学校・学級づくりを行う。
- ③ 教育相談の充実
 - ・ 定期的な教育相談や、教師から積極的に声をかけて気軽に相談できるような場面づくりを心がけ、生徒一人ひとりと話し合う機会を多く持つ。また、個人面接や集団面接等、面接方法も工夫する。
- ④ 保護者等・地域との連携
 - ・ 保護者等や地域からの情報が得やすいように、保護者等や地域の協力者と定期的に連絡を取り合うなど、連絡体制を確立しておく。

③ 授 業 中 の 事 故

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 被害生徒の救急処置を最優先にすることが大切である。・ 理科・農業科等の実験等では、突然の事故により生徒が精神的に動揺していることが考えられるため、第二の事故を起こさないように、生徒を落ち着かせるための対応が求められる。 |
|--|

1 安全確保

- (1) 授業担当教員は、生徒を落ち着かせ、安全に気をつけながらすべての実験を中止するよう指示する。

2 状況把握

- (1) 授業担当教員は、次のことを確認する。

- ① 生徒の負傷の有無、負傷の程度 ② 教室や器具の被害の程度

- (2) 授業担当教員は、ガス漏れや火災等の二次災害が起こりそうな場合には、避難の指示を出す。
- (3) 授業担当教員は、安全確認した後、警察等の現場検証に備えて、教室に施錠するなどして現場の保存を行うとともに、現場の写真や対応等の記録を残しておく。

3 連絡

- (1) 授業担当教員は生徒に依頼し、職員室や近くの教室で授業している教員等に連絡し、応援を要請する。
- (2) その後、管理職に連絡する。

4 応急処置

- (1) 授業担当教員は、負傷した生徒の救急処置を行うとともに、負傷の程度により救急車の要請を他の教職員に依頼する。
- (2) 連絡を受けた養護教諭は、負傷した生徒の救急処置を引き継ぐ。

5 保護者等への対応

- (1) 担任は校内救急体制を基に、負傷した生徒の保護者に連絡をとり、負傷の状況や搬送先の病院名等を伝える。
- (2) 管理職、担任、授業担当教員等が負傷した生徒を見舞い、負傷した生徒の保護者等に正確な報告をするなど、誠意ある対応を行う。

6 事後指導

- (1) 他の教職員は、他の生徒が平静に授業を受けられるように事後指導する。

7 関係機関への報告

- (1) 管理職は教育委員会に報告を行い、今後の対応について指示を受ける。

8 対外的な窓口の一本化

- (1) 情報の混乱を避けるため、関係機関や報道機関との対応は、管理職があたり、窓口を一本化する。

未然防止のポイント

① 指導計画の作成

- ・ 生徒がゆとりをもって観察・実験に取り組めるように、無理のない指導計画を立てる。
- ・ 観察・実験での生徒の実態を十分把握し、安全にかかわる指導内容を指導計画に位置づける。

② 実験前の安全

- ・ 経験を積んだ実験でも必ず予備実験を行い、安全性を確かめておく。
- ・ 準備の際に、観察・実験に使用する器具類の点検を行う。
- ・ 実施する実験での器具や薬品の安全な取り扱いの指導とともに、万一事故が発生したときの処置の仕方についても指導しておく。

③ 実験中の安全

- ・ グループ実験では役割分担を決め、責任をもって行うよう指導する。
- ・ 実験台の上を整理させる。(不要なものは片付ける。)
- ・ 実験の注意事項を守らせる。
走ったりふざけたりしない。順序立てて実施し、あわてたり急いだりしない。
- ・ 実験中は適切な机間指導を行う。
操作方法や実験の手順に誤りはないか確認する。
- ・ 必要に応じて保護眼鏡をつけさせる。

④ 実験後の安全

- ・ 責任をもって後片付けをさせる。
- ・ 廃液や廃棄物の処理は、環境に配慮した適切な指導をする。
処理しにくい廃液は廃液入れに回収する。
金属、ガラス、神や木、プラスチック類等に分けて回収する。
- ・ 実験器具を点検させ、元の場所に返却させる。

④ 部 活 動 中 の 事 故

- ・ 指導者は日常の練習の中で、常に生徒の安全確認をするとともに、生徒が安全の確保に協力し合う態度・習慣を身につけさせることが大切である。
- ・ 安全に部活動を行うため、器具・用具・活動場所の整備と点検を定期的実施する必要がある。
- ・ 顧問不在時の練習について、実施方法や活動内容等について学校全体で共通理解を図るとともに、校内の救急体制の確立とその徹底が必要である。

1 救急処置及び安全確保

- (1) 連絡を受けた教職員は負傷の程度を確認し、可能な救急処置を施す。
- (2) 他の教職員が救急車の出動を要請し、到着するまでに周囲にいた部員から事故の状況について聞き取っておく。救急車には教職員が同乗する。
- (3) 現場に残った教職員は、生徒たちの不安を除き、練習を中止するなどの適切な指示を行い、現場保存を行う。

2 危機管理体制の確立

- (1) 校内救急体制に基づき、校長は関係教職員に指示する。
- (2) 記録者を決め、事故発生時の状況・発生直後の対応等事故の経緯について簡潔かつ詳細に記録する。
- (3) 情報の混乱を避けるため、関係機関との対応は管理職が当たり窓口を一本化する。

3 保護者等への対応

- (1) 保護者等に生徒の容態や事故の状況、搬送先、学校の対応について、連絡・説明する。
- (2) 管理職、担任、顧問等は負傷した生徒を見舞い、交代で病院に待機するなど誠意ある対応を行う。

4 関係機関への連絡

- (1) 管理職は教育委員会へ直ちに第一報を入れ、その後、適宜状況を報告し、今後の再発防止に取り組む。

5 その他

- (1) 学校は事故原因や状況について生徒や教職員、保護者等に説明し、今後の再発防止に取り組む。
- (2) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付（学校管理下における災害）の手続きは養護教諭が行う。

未然防止のポイント

① 部員の健康状態の把握

- ・ 指導者は事故を未然に防止するために、担任、養護教諭等との連携を図り、絶えず部員の心身の健康状態を把握しておく。

② 無理のない活動計画の作成

- ・ 部内における目標を明確にし、年間・期間・週間・一日の計画を立案し、無理のない活動計画を作成する。

③ 指導体制の確立

〔指導者が活動の場に参加できない場合〕

やむを得ず指導者が活動の場に参加できない場合や途中で活動の場を離れる場合は総括の生徒部に相談したり、他の部の指導者に監督を依頼したりして、部員だけでも安全に自主的に活動できる練習内容を明確に指示したりする。また、練習を中止するなど適切な措置をとる。

〔職員会議等で全教職員が活動の場につけない場合〕

交代制で活動状況を観察するなど体制を整備する。

④ 施設・設備

- ・ 施設・設備の安全点検の実施に当たっては、安全点検表等を作成し、定期的な安全点検の励行を図る。

⑤ 部員への安全管理に対する意識の高揚

- ・ 部活動場所の入念な整備、練習中における安全確保のための約束事等を決め、安全に対する意識の高揚を図る。

⑥ 校内の救急体制の整備

- ・ 学校内の救急体制を整え、役割分担を明確にし、教職員の危機管理意識の高揚を図るとともに、常に組織的に動ける体制を整えておく。

⑤ 差別事象（人権に関する問題）

- ・ 他者の中傷した発言や落書きは重大な人権侵害になることもあり、差別事象との認識に立ち、関係教育委員会等と連携し、組織的に取り組むことが重要である。
- ・ 教職員や生徒の意識実態の把握に努めるとともに人権教育の内容や指導方法を見直し、人権教育の在り方等の改善を図る必要がある。

- ・ 被害者生徒の人権回復を最優先とし、学校や家庭での指導について保護者等と連携を密にする必要がある。
- ・ 落書きの内容は、生徒の家庭や地域の人々の中にある意識や感情が反映されたものであることも予想されるので、PTA人権教育研修を通じて保護者等への啓発を図る必要もある。

1 事実の正確な把握

- (1) 発言や落書きを発見した教員は直ちに管理職に報告する。報告を受けた管理職は、関係教職員とともに事実関係を正確に把握する。落書きの場合、写真等で記録した後、落書きを消去するよう指示する。

2 対応方針の決定

- (1) 関係教職員で構成した対策委員会を開催し、これまでの人権教育の取り組みを振り返るとともに、教職員自身の人権問題についての認識を問い直しながら原因や背景を分析し、対応策、指導方針、役割分担を決定する。

〔対応方針〕

- ① 全教職員の課題として、学校の主体性において解決する。
- ② 差別(人権侵害)は人間として絶対許されない行為であるとの認識に立って、迅速かつ組織的、計画的に対応する。
- ③ これまでの人権教育の内容や指導方法(授業実践等)を見直し、人権問題を生徒自らの課題として、課題解決へ取り組む実践力を高めるよう指導の充実に努める。

〔役割分担〕

- ① 校長は、対応状況、指導状況等を把握し、適切な指示を出す。
- ② 教頭を対応の窓口として一本化する。
- ③ 人権教育主任は、差別事象発生以降の取り組みの状況等について日時を追って詳しく記録するとともに、担任や教科担当等の関係教職員と一体となって計画を立て、指導に当たる。

3 関係機関との連携

- (1) 教育委員会へ連絡するとともに、関係機関等と連携して今後の対応を行う。

4 生徒への指導

【対象生徒への指導】

- ① 個別指導や家庭訪問等により、事実を説明し、保護者等と密接な連携を図りながら生徒理解に努め、きめ細かく対応し、将来有為な社会人に成長するための指導(進路保障)を充実する。

【全学年の指導】

- ① 直ちに当該学級で、何が問題なのか分析を踏まえて指導する。また、学年集会や全学級での指導をし、生徒全員での共通理解を図る。
- ② 具体的な指導については、これまでの取り組みや生徒の実態に応じて適切に行うが、発言行為、落書き等の差別性に気づかせるとともに、差別をなくすことの今日的意義を理解させる。

【指導に当たっての留意事項】

- ① どこがなぜ差別なのか、原因や背景として何が考えられるか、生徒に対してどう指導した

らよいかなどの基本的な事項について教職員が共通理解を図る。

- ② 差別の厳しさだけを強調するのではなく、差別解消への展望をもつことができるようにする。
- ③ 個別指導や全体指導に際しては、生徒間の人間関係や連帯感を損なうことがないようにするとともに、生徒の人権に十分配慮する。
- ④ 一時的な指導で終わらないよう、計画的・継続的に指導の充実を図りながら取り組む。

5 PTAとの連携

- (1) PTAとの連携を図りながら保護者に対する研修の在り方を見直し、研修内容や方法を改善する。

未然防止のポイント

- ① 人権教育の充実
 - ・ 人権教育を学校の教育活動全体に正しく位置付け、生徒の課題解決の実践力を高める。
 - ・ 各教科書等の特性を生かしながら計画的・系統的に指導する。
- ② 集団づくり
 - ・ 日常生活の中での人権にかかわる問題を生徒全員が、自分自身の問題として主体的に解決していこうとする集団づくりに努める。
- ③ 教職員の資質向上
 - ・ 教職員の人権意識を高め、授業実践・事例研究等を通して指導力の向上に努める。
- ④ 家庭・地域等との連携の充実
 - ・ 家庭・地域等との連携を図り、一貫した指導となるように努める。

⑥ セクシャルハラスメント

- ・ 教職員による生徒へのセクシャルハラスメントは、生徒の個人としての尊厳を損ない、安心して学ぶ権利やその能力を伸ばしていく機会を奪うなどの人権を侵害するものである。
- ・ 職場からセクシャルハラスメントをなくすためには、教職員一人ひとりが身近な言動を見直し、男女を対等なパートナーとしてみるように意識を改めることが必要である。
- ・ プライバシーの保護については十分配慮する。

スクール・セクハラについては、教職員の生徒に対するセクハラ、教職員間におけるセクハラ、教職員と保護者等の間におけるセクハラ、生徒間におけるセクハラが想定される。

1 対応方針の決定

- (1) 管理職や関係教職員で対応を協議し、情報の集約・外部との連絡・他の教職員への連絡等、基本的な対応を決定する。
- (2) 教育委員会に報告し、協議するとともに外部の相談機関とも連携し、以後の様々な段階で協力が得られるようにしておく。

2 防止のための取組

教職員及び生徒がセクハラとは何かを認識すると同時に、セクハラを受けた生徒の心の痛みや深い悩みについて、自らの問題として受け止める感性と被害者の人権を守るという姿勢を身につけることが大切である。

3 学校における防止のための具体的方策

(1) 教職員研修の充実

- ① 効果的・効率的に実施できるよう研修計画を立案する。
- ② セクハラの基本的認識について、具体的な事例や処分内容等を通して理解を深める。
- ③ セクハラが被害者に及ぼす影響、被害者の心のケア、被害者から相談を受けた場合の対応について共通理解する。
- ④ ジェンダーとセクハラの関係、子どもの権利に関する条約等について理解する。
- ⑤ 障害のある生徒の指導や介護の方法等において、セクハラとの関連について共通理解する。

(2) 生徒に対する効果的な指導

- ① セクハラに関する内容について、発達段階に応じて理解させる。
- ② セクハラを受けた場合の対応の仕方や、被害を未然に防ぐための意思表示の仕方等の対応力を身に付けさせる。
- ③ セクハラを許さない態度を育てる。

4 相談体制

【生徒に対する相談体制】

- (1) 生徒や保護者、他の教職員からの苦情・相談に対応するため相談窓口及び防止委員会を設置する。
 - ① 相談窓口
苦情相談員は、原則として人権教育主任を充てる。
相談内容を相談と苦情処理とに分類し、苦情処理については委員会に報告する。
 - ② 防止委員会
被害者、加害者、第三者からの事実確認、注意指導
必要に応じては県教委へ報告
- (2) 生徒・保護者に対して、相談窓口やその担当者を周知するとともに、外部の相談機関についても周知する。
- (3) 学校全体で相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- (4) 被害を受けた生徒の救済を最優先とし、必要に応じて外部の相談機関とも連携を図る。

【教員に対する相談体制】

- (1) セクハラに対する相談・苦情の窓口として、各学校に苦情相談員を置く。
 - ① 苦情相談窓口
苦情相談員は、原則として教頭の職にある者を充てる。
- (2) 学校長及び苦情相談員と連携して適切な対応をとるため、教育委員会に総括苦情相談員が設置されている。(高等学校課課長補佐)

5 セクハラが起きた場合の対応

(1) 被害を訴えた者への対応

- ① 複数の相談員で対応する。

- ② 事実関係を正確に把握する。
 - ③ 継続的な支援活動を行なう。
 - (2) 訴えられた教職員への対応
 - ① 訴えられた教職員及び第三者から事実を確認する。
 - ② 訴えられた教職員に十分な説明の機会を与える。
 - (3) 課題を明らかにし再発防止に努める。
 - (4) 必要に応じ県教委と連携を図る。
 - (5) 訴えられた教職員に対して再発防止に向けた研修を行う。
- 6 教職員と保護者等の間におけるセクハラについては、上記5に準じた対応をする。

⑦ 不 審 者

- ・ 警察との連携を速やかに行うことが大切である。
- ・ 生徒に注意を喚起し、委員会や近隣の学校・地域・家庭に情報を伝え、被害が他に拡大しないようにすることが大切である。

- 1 日常の安全確保
- (1) 日頃から警察等の関係機関、PTAや地域住民等と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとる。
 - (2) 校門、囲障、外灯、校舎の窓、出入口や錠の状況の点検をし、破損があれば補修をする。
 - (3) 死角の原因となる立木等の障害物の有無、自転車置き場、駐車場や隣接建物からの侵入の可能性について確認をする。
 - (4) 正面玄関に受付窓口を設置し、校舎内に入る場合は「来校者」の名札を首から下げていただくようにする。
 - (5) 名札を付けていない人を見かけた場合は、教職員側から声をかけ、行き先等を尋ねる。
- 2 不審者への対応 ◆さすまた保管場所（事務室）
- (1) 正当な理由がなく校内に立ち上った者に対しては、丁寧に校舎からの退去を求める。
その際、学校敷地外へ出るのを見届け、しばらく監視する。
 - (2) 次のような場合は、持ち物や暴力的な言動の有無を確認し、他の教職員に連絡して協力を求め、「不審者」として「110番」通報する。
 - ① 受付を無視し、無理に立ち入ろうとする。
 - ② 退去の説得に応じようとしない。
 - ③ 暴力的な言動をする。
 - (3) 危害を加える恐れのある者が侵入した場合、**本館1F「第一応接室」**を一時的な隔離場所とする。※相手に対応するときは、身を守るために1メートルから1.5メートル離れる。
 - (4) (3)の場合、速やかに全教職員に連絡し、生徒を安全な場所へ誘導する。
- 3 事後の対応 ◆情報の収集・発信の責任者は校長とし、教頭、事務長、主幹教諭が支援する。

- (1) 警察や教育委員会、学区内の少年補導センター等に報告し、学区内のパトロールの強化を依頼する。
- (2) 「すぐーる」等により、保護者等へ状況を報告する。場合によっては報告会をひらく。
- (3) クラス担任、養護教諭等が生徒の心のケアを行い、場合によっては、教育委員会を通じて専門家の派遣を依頼する。
- (4) 生徒・教職員に危害が加えられた場合、あるいは器物を損壊したような場合には、報告書を作成する。

⑧ 家 出

- ・ 未成年者の家出は自殺、犯罪等に巻き込まれることによる生命の危機や、性の逸脱行動につながるなどが考えられることから、関係機関と連携して、所在確認、保護を最優先していくことが大切である。その際、家出が長期化する場合も想定して、関係機関や地域と協力した体制づくりをすることが必要となる。
- ・ 家出の原因・背景は、本人や家族の問題だけでなく、他の人物のかかわり等も考えられる。すぐに事情を話せない場合もあり、家出という行為自体を一方的に責めるのではなく、対話を基本としてじっくり指導することが重要である。
- ・ 学校の対応に当たっては、本人の人権やプライバシーに配慮するとともに、生徒の動揺を最小限にとどめることが重要である。

1 情報収集

- (1) 管理職は関係教職員を招集し、情報収集の方法や今後の対応について指示する。
- (2) 置手紙の有無、金品の持ち出し、家出時の服装や親戚・友人の立ち寄りの可能性等を具体的に保護者等に確認する。
- (3) 関係機関等への対応の窓口及び指示系統の一本化を図る。

2 保護者等への対応

- (1) 犯罪に巻き込まれたり、自殺したりするおそれがある場合を想定し、保護者等に捜索願の提出を勧める。場合によっては、保護者等とともに警察に出向く。

3 対応方針の決定

- (1) 収集された情報は管理職に迅速に伝えられるよう連絡体制を整える。
- (2) 管理職は、情報収集ができしだい教職員に説明し、友人からの聞き取りの実施、捜査の役割分担、連絡先、連絡方法等を決定する。
- (3) 友人から情報を収集する場合は、家出をした生徒の保護者の同意を得るとともに、他の生徒が興味本位になったり動揺したりしないように慎重に対応する。
- (4) 管理職は教育委員会に第一報を入れて、今後の対応を協議する。

4 捜索

- (1) 捜索に当たっては、立ち寄りが予想される場所を特定化したり、地域割りをしたりすることにより、円滑に捜査が進むようにする。

- (2) 捜査は可能な限り 1 チーム複数で行い、状況を定期的に学校に連絡をして指示を受ける。
- (3) 警察や補導センター等と連携を図りながら捜査を行う。

5 事後の本人への指導

- (1) 家出の原因・背景は複雑であり特定しにくい。また、すぐに事情を話せない場合もある。思春期の生徒は自立への願望、自由独立への要求が強い事などにも留意し、非を一方的に責めるのではなく、担任は対話を継続し、立ち直りを支援していく。
- (2) 他の人物が家出にかかわっていることも想定して対応する。また、他の人物の関与や非行とのかかわりがある場合には、警察等と連携を図りながら指導する。
- (3) 家出を繰り返す生徒に対しては、関係機関の助言を得て指導することも考えられる。

未然防止のポイント

① 生徒理解の充実

- ・ 日頃から生徒との触れ合いを通して、一人ひとりの表情や言動の変化をとらえるとともに、思いや願いの把握に努める。

② 教育相談の充実

- ・ 生徒の悩みや不安を気軽に相談できる体制を整え、相談を通じて早期に悩み等を発見できるようにする。また、スクールカウンセラーや相談機関からの協力を得る。

③ 保護者等との連携

- ・ 保護者等に対しては、学年懇談等の機会を利用して発達段階に応じた生徒とのかかわり方についての情報を提供し、親子関係づくりの一助としてもらう。生徒が家庭内のことについての悩みをもっている場合は、保護者等に子供へのかかわり方等について助言する。

⑨ 自殺予告

- ・ 生命の安全確保のための様々な措置を講じることが大切であり、真剣な訴えかどうか疑わしい場合であっても先入観で決めつけず、ささいなことがきっかけで行動に移すことがあり得ることを考慮し、行事の中止も含め、対応について慎重に判断する。
- ・ 気になる生徒の所在や動向を、早急に把握する必要がある。また、関係機関と連携を図りながら、緊急対応とともに長期的な対応をすることも求められる。その際、予告者を心理的に追いつめないよう十分配慮する。

1 対応方針の決定

- (1) 管理職や関係教職員で対応を協議し、情報の集約・外部との連絡・他の教職員への連絡等、基本的な対応を決定する。
- (2) 教育委員会に報告し、協議するとともに、PTA役員、補導センターや警察署等にも連絡し、以後の様々な段階で協力が得られるようにしておく。

2 校内の体制づくり

- (1) 校長は、緊急職員会議を開き、教職員に対して事情説明や今後の対応について伝える。
- (2) 自殺予告をした生徒の支援を図る観点から、気になる生徒について情報交換することなど

により、予告した生徒の特定・推定作業を進める。また、関係機関からできるだけ多くの情報を得るように努める。

- (3) 管理職が対応を判断できるよう、情報が正確・迅速に伝わるように連絡体制を整える。

3 所在の確認

- (1) 教職員で分担して全校生徒の所在を確認する。家庭訪問が望ましいが、時間的余裕のない場合は電話により確認する。
- (2) 保護者等や生徒が不審に思わないよう、確認の仕方に配慮しながら、生徒の声の調子・表情や態度等に注意する。
- (3) 情報収集や対応が迅速に行なわれるよう、連絡用の電話を緊急に確保するなど工夫する。

4 自殺予告をした生徒の特定及び支援

【特定された場合】

- (1) 本人の心情を受容するように接し、保護者等と連携を図りながら自殺防止に万全を期す。
- (2) 精神科医やスクールカウンセラー等の専門家と相談しながら対応する。
- (3) 軽い気持ちで電話した場合には、行動を自省させることが必要であるが、本人の気持ちを十分に受けとめ、必要な支援を行う。
- (4) 生徒全体に指導する際、当該生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。

【特定されない場合】

- (1) 日頃の言動から気になる生徒について悩みや願いを聞き、必要な支援や指導を行う。
- (2) 次のような取り組みにより、自殺防止に向けて全校生徒や保護者へ働きかける。

(例)

- ① 緊急の全校集会で、生徒に「命の大切さ」「教員や友人への相談の大切さ」を考えさせる。
- ② 生徒集会で緊急アピールをする。
- ③ LHの時間話し合いをするなど、生徒の思いを汲み上げられる場をもつ。
- ④ 緊急のPTA役員会を開催する。学校・学級通信や通知文等で訴える。

未然防止のポイント

① 心の教育等の充実

- ・ LHや学級活動等の時間で、生命を尊重する心をはぐくむ教育や、困難を克服し生きる喜びや達成感を味わうことのできる活動の充実を図る。

② 生徒理解の充実

- ・ どの生徒についても、一日の学校生活全体を通して一人ひとりの表情や言動の変化をとらえるように心がける。また、教育相談等により生徒の悩み等の把握に努める。

③ 教育相談の充実

- ・ 普段と違う発言や行動が見られる場合には、それらを生徒が発しているサインと考え、これらのサインを見逃さず、担任等、人間関係の深い教員が積極的にかかわり、悩みの早期解決への支援を行う。

⑩感染症の発生【１】結核

1 医療機関への受診の勧め

- (1) 担任が相談を受けた場合、生徒の訴えた様子や、担任から見た生徒の日頃の咳等の様子を養護教諭に相談し、医療機関への受診を勧め、保護者等に連絡をする。
- (2) その際、医療機関への受診を強く勧めるが、不安を与え過ぎないよう気をつける。

2 関係機関等への連絡

- (1) 生徒が結核と診断された場合、学校は速やかに教育委員会に発生の報告をするとともに、学校医及び所轄の保健所に連絡し、今後の対応について指示を求める。

3 情報収集

- (1) 結核と診断された生徒の過去の出欠状況や欠席理由の把握に努める。
- (2) 他の生徒や教職員の中に感染した者がいないか、日頃の健康観察等で健康状態を把握する。

4 保健所との連携

- (1) 学校は保健所が設置する「対策委員会」に加わるほか、定期外健康診断が実施される場合は保健所に協力する。
- (2) 学校は結核と診断された生徒以外の生徒については「ツベルクリン反応・BCGの記録」や「健康観察記録」、教職員については「定期健康診断受診状況」等の資料を整理し、保健所の調査活動に備える。※高校生は「胸部X線検査結果」

5 保護者等への対応

- (1) 保健所からの要請で、定期外健康診断が実施される場合には、該当の生徒の保護者等に対して文書で協力を依頼し、必要に応じて説明会を開く。
- (2) その際、結核と診断された生徒がいじめの対象にならないよう、当該生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。

未然防止のポイント

① 生徒の健康管理

- ・ 教職員は日頃から生徒の健康に気をつけ、病状が激しい場合や症状が長期化している場合には、養護教諭に相談するようにする。
- ・ 過去のツベルクリン反応記録や既往症、家族歴からみた要観察者に対し、学校内外での一体的な健康観察を継続する。

② 教職員の健康管理

- ・ 教職員は、自身が発病すると生徒に集団感染させる可能性が高いことを自覚し、毎年の定期健康診断を必ず受診し、有症状時には早期に受診する。

③ 保健指導の充実

- ・ 学校医や保護者との連携により、生徒に対する保健指導を徹底し、結核に対する関心を高めるとともに、家庭での規則正しい生活を実践させる。

④ 情報収集・緊急対応時の体制の整備

- ・ 卒業生を含めた患者発生等の情報が、責任者に確実に伝わるよう、情報の伝達体制を整

備するとともに、対外的な連絡窓口を一本化する。

- ・ 保護者等に対し、生徒が感染性の疾患にかかったと判明した場合は、早急に学校に連絡することを徹底する。

⑪ 食 中 毒

1 早期発見

- (1) 担任、養護教諭は生徒の欠席状況の変化に留意し、異常の早期発見に努める。

2 情報収集

- (1) 担任は、出席者の様子や異常の訴え、早退者や欠席者の状況を把握する。

3 生徒への対応

- (1) 症状ある生徒については、速やかに医療機関で受診し、診断結果を学校に連絡することを保護者に依頼する。
- (2) 健康な生徒、症状のある生徒に精神的動揺も考えられるので、食中毒の正しい知識と2次感染予防について指導する。
- (3) 入院や欠席している生徒については、担任等が病院や家庭を訪問し、見舞いするとともに、生徒の容態を確認する。

4 関係機関との連携

- (1) 管理職は速やかに教育委員会に第一報を入れるとともに、学校医、学校薬剤師、保健所へ連絡し、当日及び翌日以降の学校運営（臨時休校、学校給食、プール使用）についての指示を求める。
- (2) 管理職は対策委員会等を設置し、学校、家庭、地域及び専門機関が一体となって取り組める体制づくりに努める。
- (3) 情報の混乱を避けるため、関係機関や報道機関との対応は管理職があたり、窓口を一本化する。

5 保護者との連携

- (1) 保護者に対しては、学校保健委員会、PTA役員会、保護者説明会等を設け、事実を説明し生徒の健康調査、摂食調査、検便等の各種調査への協力を依頼する。

6 発生後の対応

- (1) 生徒に対して、緊急の全校集会を開き、発生状況を知らせるとともに、食中毒の正しい知識、手洗いの励行、衛生習慣の徹底等の健康管理に関する指導を行う。
- (2) 重症であった生徒に対しては、登校後もその健康状況に留意する。
- (3) 心的外傷後ストレス症候群（PTSD）の生徒に対し、カウンセリング等の支援を行う。
- (4) 罹患生徒が、そのことでいじめに遭わないよう配慮するとともに、心のケアに努める。
- (5) 食中毒の発生原因については、関係機関の原因の究明に協力し、その原因除去、再発防止に努める。

未然防止のポイント

① 衛生管理体制の確立

- ・ 校長は、衛生管理責任者に衛生管理を徹底させるとともに、作業工程表を作成させ、調理、配膳を適正に実施させる。

② 連絡網の整備

- ・ 校長は、食中毒が学校の休業日や夜間に発生する可能性も考慮し、保護者に緊急時の学校への連絡方法を周知するとともに、学校から保護者への緊急連絡網を整備し、情報提供に万全を期す。

③ 日常の健康管理の充実

- ・ 担任、養護教諭は日頃から欠席状況、健康状態を記録、整備するとともに、生徒に対しては異常があった場合は速やかに教職員や保護者に知らせるよう指導する。
- ・ 保護者には、早めの欠席連絡の徹底を図る。

⑫ 飲料水の汚染

1 安全確保

- (1) 管理職は直ちに水道水の使用を禁止し、受水槽や配管等の施設・設備の点検を指示する。

2 状況把握

- (1) 汚染された可能性のある水道水を飲用した生徒及び教職員について、体調の異常を訴える者の有無とその症状や程度を調べ、調査一覧表を作成する。

3 施設設備の点検

- (1) 受水槽や配管等の施設設備の点検を行うとともに、指定業者に点検を依頼する。
- (2) 全ての使用場所の水道水を採取して観察する。そして、採取した場所と時間を明記して保管する。

4 体調不良を訴えた生徒等への対応

- (1) 生徒や教職員が異常を訴えた場合は、養護教諭による個別の問診や調査を行い、必要により学校医の診察を受けさせ、その判断、指導に従う。

5 関係機関への連絡及び連携

- (1) 状況を教育委員会、保健所、水道事業体、学校医、学校薬剤師へ連絡し、今後の対応についての助言を得る。
- (2) 学校薬剤師に検査を依頼する。
- (3) 必要があれば飲料水を確保するため、水道事業体への給水車の出動等を依頼する。

6 その他

- (1) 保護者に対し、水質に異常が発生したこと及び学校の対応策について文書で知らせ、理解と協力を求める。
- (2) 緊急対応策として、授業を中止し、全校生徒を下校させる措置をとることも考えられる。
- (3) 平素から給水経路を確認しておき、実情に応じた適切な措置を図ることが大切である。

未然防止のポイント

① 日常点検の徹底

- ・ 養護教諭や衛生管理責任者による日常の水質点検、管理を徹底し、点検後は記録に残し保存する。管理職は必ずその記録に目を通す。

② 定期検査の実施

- ・ 飲料水の定期水質検査は、毎学期 1 回行う。
- ・ 簡易専用水道等の受水槽については、1 年以内ごとに 1 回定期的な清掃を行う。
- ・ 受水槽や高置水槽、蛇口等の施設設備の点検（施錠、故障、清潔等に留意）は、定期水質検査時に合わせて行い、それに伴う修繕等適切な措置を講じる。点検結果は記録して保存しておく。

③ 飲料水の異常の早期発見

- ・ 教職員及び生徒には、平素から、飲料水の色、濁り、臭気、味等について関心をもたせ、万一異常を発見したときは、直ちに使用を中止して報告するように周知しておく。

⑬ 火 災

- ・ 生徒及び教職員の安全確保を最優先に、状況に応じた迅速な対応が求められる。
- ・ 火災により生徒が精神的に動揺していることが考えられるので、安全に避難できるよう、生徒を落ち着かせる対応も必要である。

1 安全確保

- (1) 火災が発生すれば、火災報知器により全校に通報すると同時に事務室に連絡し、火災発生場所を校内放送で全校に知らせる。事務室はただちに消防署に連絡する。
- (2) 教職員は、火災が発生した場合、ただちに初期消火を行い、臨機応変（煙のこない方向を考えて）に安全な避難場所（運動場）に生徒を誘導する。
- (3) 校舎内に生徒が残っていないかどうか確認する。

【教職員の留意事項】

- ① 通報後、速やかに担当場所（別紙）につく。
- ② 行動は、静粛かつ敏速に行い、放送、本部等の指示には十分注意する。
- ③ 廊下、階段、昇降口、出口においては、特に混雑による事故防止に万全を期す。
- ④ 身体障害生徒がいる場合、その避難には十分に注意を払う。

【生徒の留意事項】

- ① 避難する場合は、「お・は・し・も」（押さない・走らない・しゃべらない・戻らない）を守る。
- ② 避難場所では集会の隊形に集合し、ホーム主任の点呼を待つ。
- ③ 火災が発生したら、最寄りの教職員に知らせる。

【その他】

- ① ホーム主任は、避難場所で生徒を速やかに集会の隊形に整列させる。
- ② 整列後、生徒の出欠を名列表により点呼確認し、本部へ連絡する。確認済みのホームはその場に座る。
- ③ 異常のある場合は、本部の指示があるまで生徒をその場に待機させる。
- ④ 火災発生の際により、教科担当が点呼確認する必要性のある場合もある。

⑭ インターンシップ等校外活動における事故

- ・ 生徒の安全確保を最優先に、状況に応じた迅速な対応が求められる。
- ・ 校外活動の場合、対外的な事業所・企業等との連携を図ることが求められる。
- ・ 校外活動の場合に応じた対応を常に確認しておく必要がある。

1 応急処置及び安全確保

- (1) 連絡を受けた教職員は、救急車の手配を行うとともに、負傷の程度を確認する。
- (2) 直ちに病院及び現場に教員が急行する。
- (3) 病院及び現場から再度、学校へ教員が連絡する。

2 負傷した生徒の保護者への対応

- (1) 負傷した生徒の保護者へ連絡を取り、負傷の状況や搬送先の病院名を報告する。
- (2) 管理職・授業担当教員が、負傷した生徒を見舞い、負傷した生徒の保護者に正確な報告をするなど、誠意ある対応を行う。

3 対外的な窓口の一本化

- (1) 管理職は高知県教育委員会事務局へ報告を行い、事後の対応について指示を受ける。
- (2) 関係機関や報道機関など対外的な対応は、管理職があたり窓口を一本化する。

4 その他

独立行政法人、日本スポーツ振興センター災害共済給付の請求手続きは、養護教諭が行う。

⑮ 地震災害

- ・ 生徒及び教職員の安全確保を最優先に、状況に応じた迅速な対応が求められる。
- ・ 突然の地震により生徒が精神的に動揺していることが考えられるので安全に避難できるよう生徒を落ち着かせる対応も必要である。

1 事前の危機管理

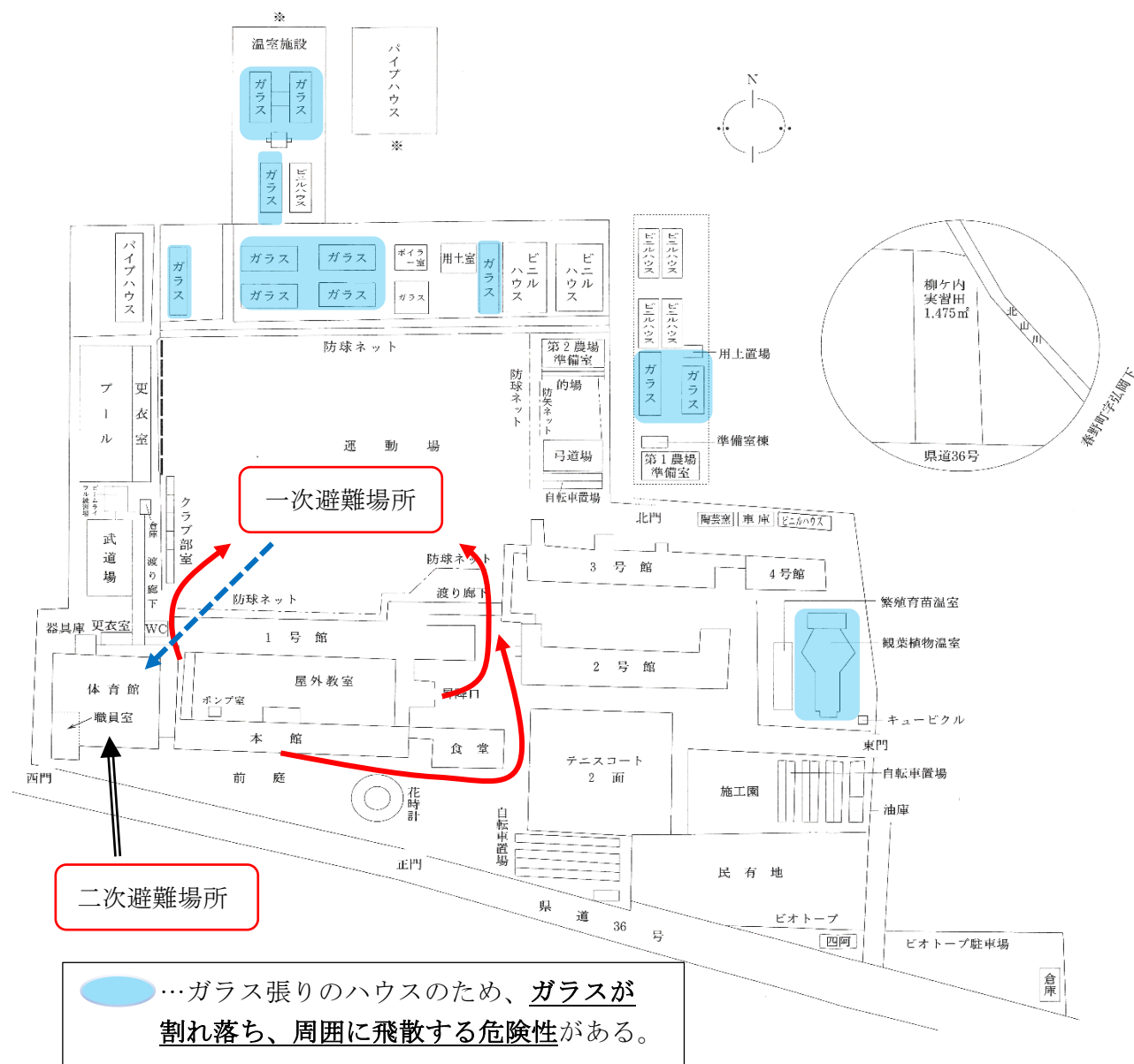
(1) 学校の立地条件・災害想定

本校は、**海抜** 6m、海岸からの距離約 5,200m、最大クラス（M9）の南海トラフ地震が発生したときに想定される揺れは「**震度 6 弱～6 強**」、地震による**津波想定区域外**となっている。
（高知市地震・津波ハザードマップより）

(2) 避難場所

一次避難場所…グラウンド → 二次避難場所…体育館 →

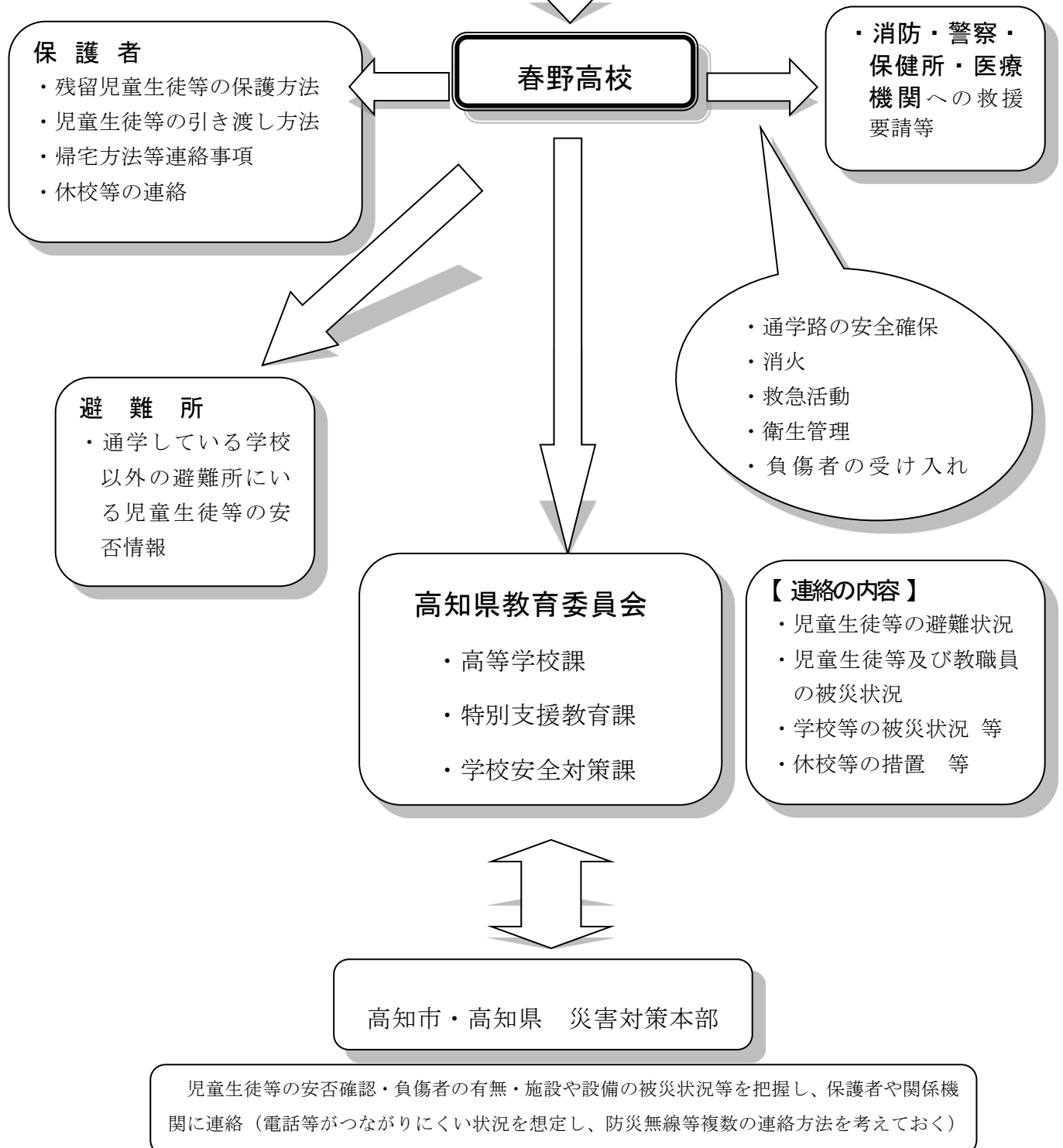
(3) 地震発生時に危険が予測される箇所



(4) 関係機関との連絡体制

緊急地震速報受信

地震発生！



2 防災関係機関連絡先一覧

高知県教育委員会

連絡先	電話番号	F A X 番号	備 考
教育政策課	088-821-4902	088-821-4558	
教職員・福利課	088-821-4905	088-821-4725	
学校安全対策課	088-821-4534	088-821-4546	
幼保支援課	088-821-4882	088-821-4774	
小中学校課	088-821-4735	088-821-4926	
高等学校課	088-821-4851	088-821-4547	
特別支援教育課	088-821-4741	088-821-4547	
生涯学習課	088-821-4745	088-821-4505	
保健体育課	088-821-4751	088-821-4849	
人権教育・児童生徒課	088-821-4765	088-821-4559	

高知市関係機関

連絡先	電話番号	F A X 番号	備考
高知市 南消防署	088-821-9560	088-821-9561	
高知市総合あんしんセンター（保健所）	088-822-0577	088-822-1880	
高知市防災政策課	088-823-9055	088-823-9085	あんしんセンター 5 F
高知市春野庁舎	088-894-4387	088-894-2426	
春野公民館	088-894-4356	088-894-2988	

近隣学校

連絡先	電話番号	F A X 番号	備考
若草特別支援学校	088-894-5335	088-894-2965	
春野中学校	088-894-3341	088-850-3027	
春野東小学校	088-841-2089	088-841-2047	
春野西小学校	088-894-2156	088-894-2491	

3 災害発生時の組織体制

(1) 指揮命令者

- | | | | |
|-------|-----------|--------|-----------|
| 1 校長 | (藤田 優子) | 4 主幹教諭 | (細木 建男) |
| 2 教頭 | (大原 弥) | 5 教務主任 | (田村 直信) |
| 3 事務長 | (畑山 宝称) | | |

(2) 組織体制

班長…◎

名 称	担 当	主 な 対 応
総括本部	本部長 <u>藤田優子校長</u> 副部長 <u>大原 弥教頭</u>	・校内放送等による連絡や指示 ・応急対応の決定（被害状況等を把握し、避難の実施方法を決定） ・各班との連絡調整 ・避難経路の安全性を確認後、避難の指示 ・二次災害の情報収集、非常持ち出し品の搬出 ・教育委員会等の関係機関への連絡
児童生徒等 対応班	<u>生徒部長 ◎</u> <u>各ホーム担任</u>	・児童生徒等の安全を確保し、児童生徒等への的確な指示（押さない・走らない・しゃべらない・戻らない）等 ・児童生徒等の負傷の有無、負傷の程度、避難時の安全性の確認 ・二次災害の防止活動
避難誘導班	<u>教務主任 ◎</u> <u>総合学科推進部長</u>	・分担して各教室に急行し、授業担当教員から児童生徒等及び教職員の被害状況を聞き取り、本部に報告 ・避難経路の安全性を確認、本部に報告後、児童生徒等の避難誘導及び救助を必要とする者の確認及び応急手当の実施 等 ・各教室、トイレ体育館等の残留児童生徒等を確認
安否確認班	<u>3年学年主任◎</u> <u>2年学年主任</u> <u>1年学年主任</u>	・学級担任・副担任は、担当クラスの人員点呼をとり、負傷者及び行方不明者を学年主任に報告 ・学年主任は負傷者及び行方不明者を本部に報告 ・被害児童生徒等の保護者への連絡
救 出 班	<u>農場長 ◎</u> <u>1年補導</u>	・負傷者の状況を確認 ・負傷者を救出 ・行方不明者の搜索 ・校内の警備 等
救護対策班	<u>養護教諭 ◎</u> <u>保健主事</u>	・負傷者への応急手当 ・負傷の状況を本部へ連絡 ・医療機関への連絡 等
避難所支援班	<u>総務部長 ◎</u> <u>進路部長</u>	・地域と連携した避難所開設支援 ・校内施設への誘導

(3) 休日・夜間（勤務時間外）の震災時における参集体制

①配備体制

配備体制	配備基準	参集体制
第1配備 警戒体制	高知市で <u>震度4以上</u> の地震が発生	校長 (藤田 優子) 教頭 (大原 弥) 事務長 (畑山 宝称) 主幹教諭 (細木 建男)
第2配備 厳重警戒体制	高知市で <u>震度5弱</u> の 地震が発生	<u>校長、教頭、事務長、主幹教諭、</u> <u>総務部長、教務主任、進路主事、生徒部長</u> <u>総合学科推進部長、農場長、各学年主任</u> ※校長が必要と認める場合は、学校災害対策本部を設置する。
第3配備 災害対策本部 設置	高知市で <u>震度5強以</u> <u>上</u> の地震が発生	<u>原則として全教職員を配備</u> ※勤務校への参集が不可能な場合は、最寄りの学校等 へ参集する。

②参集計画

(第2配備関係職員)

	氏 名	分掌等	居住地	手段	所要時間	備 考
1		別途作成し、管理職が保管				
2						

(第3配備関係職員)

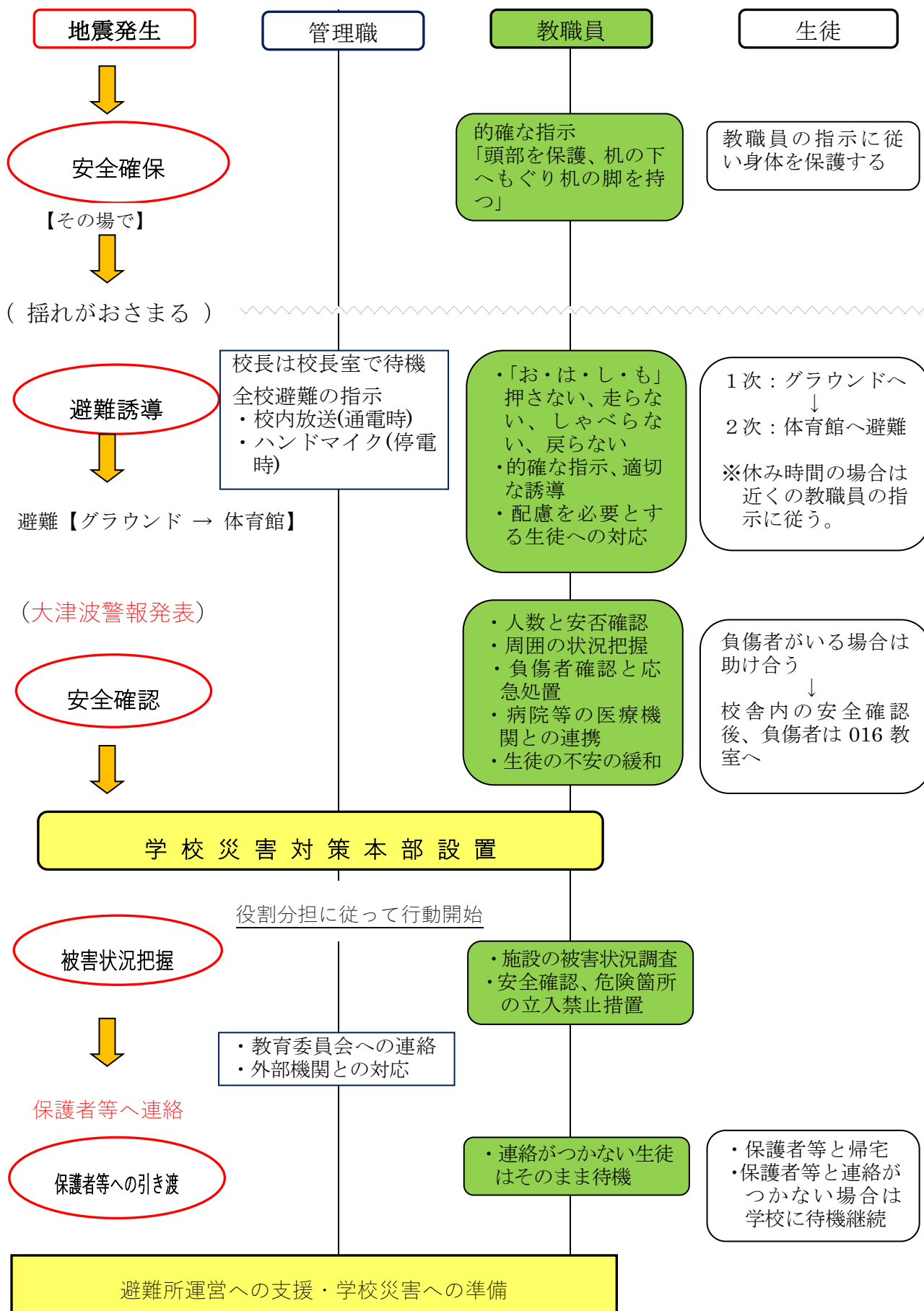
	氏 名	分掌等	居住地	手段	所要時間	所属外参集場所
1		別途作成し、管理職が保管				
2						

■原則、全教職員は所属校へ参集すること。ただし、災害状況により本校への参集が困難な場合は、最寄りの県立学校に参集し、その学校の防災組織に入るものとする。

■所要時間は、自転車時速12km、徒歩時速4.0kmとして試算。

4 地震発生時の対応

(1) 【在校中の対応】 緊急地震速報受信



【在校中の安全確保の基本対応】

	授業中の対応	休み時間、放課後等の対応
安全確保	・近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐらせ、机の脚をしっかりと持たせる。 ・冷静に的確な指示を与える。 ・安心させるような声をかけ続ける。 ・火を消す。ガスの元栓を閉める。電気器具のコンセントを抜く。 ・生徒の不安を増大させないよう、原則としてその場を離れない。	・生徒自らが安全な行動がとれるよう、平素から指導しておく。 ・近くにいる生徒に指示や声かけをして不安や恐怖心を和らげるようにする。
避難誘導	・避難口を確保する。 ・転倒、落下の恐れのあるものから生徒を遠ざける。 ・負傷者の応急処置をする。 ・避難経路・避難場所の安全を確認する。 ・本部の指示により避難を開始する。 (状況によっては指示を待たずに避難開始) ・近くにいる教職員で協力して、生徒を列の前後から守りながら誘導する。 ・頭部を保護しながら避難させる。	・所属学年、担当ホームの生徒の安全確保と掌握に努める。 ・避難について全校に指示する。 ・分散して、各教室、体育館、トイレ等をチェックする。
安否確認	・避難場所では、人員を確認し本部に報告する。 ・不明者の発見に全力を尽くす。	・人員確認ができる体制を速やかに整える。

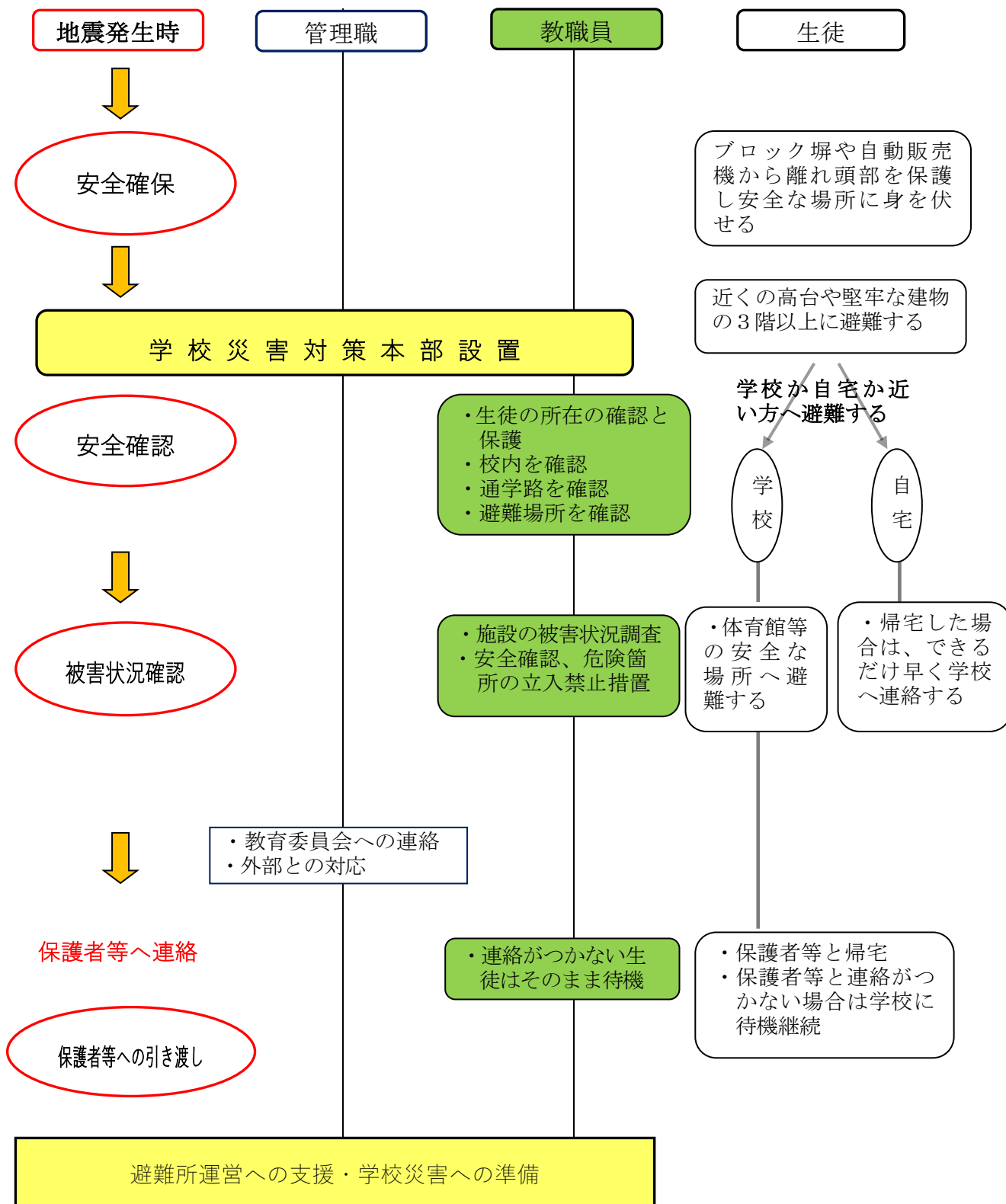
【場所別の初期行動】※休み時間・清掃活動中含む

場 所	具 体 的 な 行 動
教室	・出入口の戸を開け、逃げ道を確保する。 ・近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐり、机の脚をしっかりと持つ。
特別教室	・実験・調理中であれば、危険物から離れる。 *実験器具棚、調理用具棚、工具棚、実験器具、工具、アイロン等
体育館	・体育器具や窓ガラス等から離れ、中央部に集まる。頭部を保護し姿勢を低くする。
プール	・プールのふちに移動し、プールのふちをつかむ。
廊下・階段	・窓ガラス、蛍光灯の落下を避け中央部で姿勢を低くする。近くの教室の机の下にもぐる。
トイレ	・ドアを開き、頭部を保護して動かずにいる。
グラウンド 中庭	・校舎等からのガラスの飛散や外壁の崩壊、フェンスや体育器具等倒壊の危険性のあるものから離れる。体を低くする。

(2) 【登下校中の対応】

★生徒・保護者にあらかじめ次のことを確認しておく。

- ・登下校の交通手段、経路、自宅近く及び登下校時の避難場所（高台・避難施設など）
- ・生徒本人、家族と学校との連絡方法



【登下校中の安全確保の基本対応】

学 校 の 対 応	
安全確保	- 生徒の通学路について安全点検を行わせ、危険箇所の確認と万一の場合の避難場所を決めさせておく。 - 生徒が自ら判断し、避難行動をとることが原則となるため、災害に対処する力を高めるよう日頃から防災リテラシーの育成を図る。 - 交通機関を利用する生徒には、交通機関が不通になった場合にどのように対処するか確認させておくとともに、災害が発生したときは、現場の指示に従うよう指導し、生徒の判断力の育成を図る。 - 交通機関の途絶等により、生徒が安全に帰宅することが困難な場合、保護者への引き渡しまでの間、生徒を学校で保護する。
避難誘導	- 揺れがおさまった後、家へ戻るか学校へ避難するかについては、<u>原則として近い方</u>を選ぶ。 - 帰宅途中で避難している生徒や移動中の生徒の安全確保については、保護者と学校が連携してあたる。また、そのための対応策について日頃から協議しておく。 - 学校に避難してきた生徒への対応策を明確にしておく。
確認	無事に帰宅できたかどうか等、生徒の安否確認ができるよう連絡体制を整備しておく。

【安否確認の連絡方法】

●災害用伝言ダイヤル

N T T災害用伝言ダイヤルは、地震発生後にテレビやラジオで「171」サービス開始の報道があり、その後利用することができる。

伝言ダイヤル171の使い方

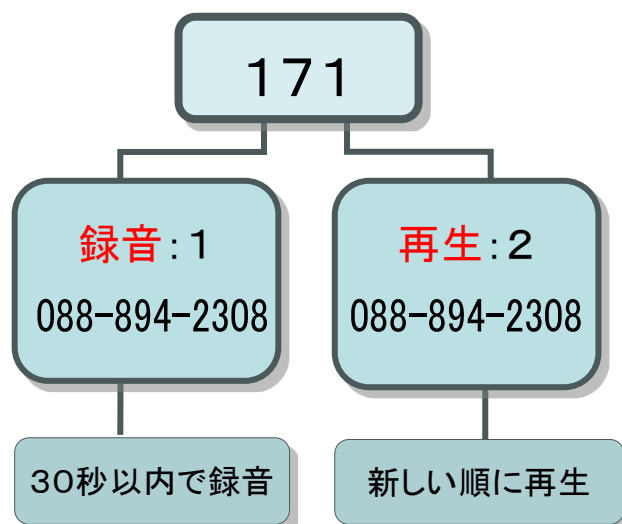
【録音する場合】

- 1 「171」に電話をかける
- 2 「1」を押す
- 3 「市外局番からの電話番号」または「携帯電話番号」を押す
- 4 「1」を押す(ダイヤル式電話の場合はそのまま待つ)
- 5 伝言を 30秒以内で録音する
- 6 「9」をダイヤルする(ダイヤル式電話の場合はそのまま待つ)

★アナウンスに従って
進んでいきます。

【伝言を再生する場合】

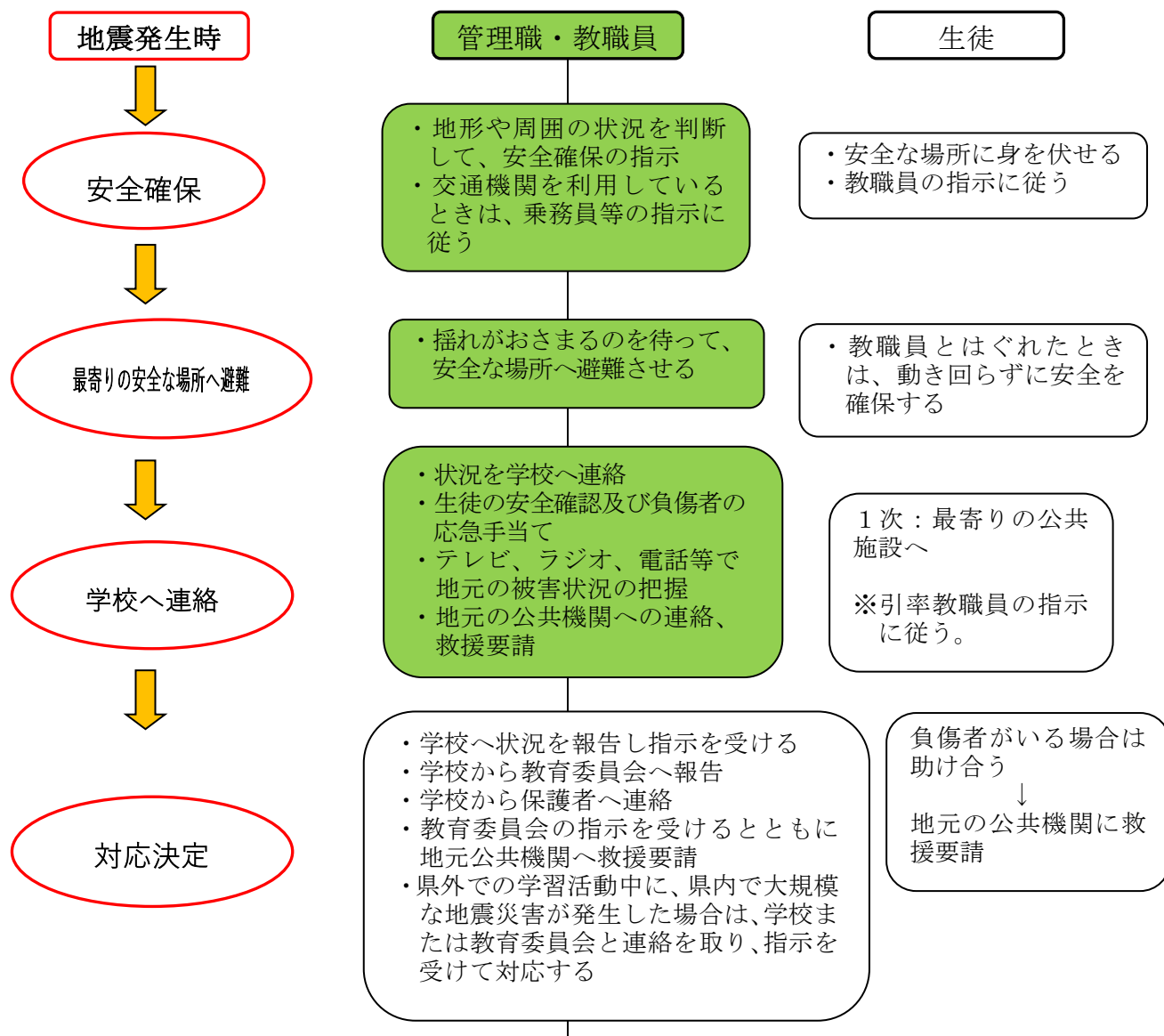
- 1 「171」に電話をかける
- 2 「2」を押す
- 3 「市外局番からの電話番号」または「携帯電話番号」を押す
- 4 「1」を押す(ダイヤル式電話の場合はそのまま待つ)
- 5 伝言を聞く
(次のメッセージを聞く場合には「3」を押す)



(伝言の例)

「春野高校です。登校している生徒は全員体育館に避難しています。生徒数名が負傷していますが、命に別状はありません。」

(3) 【学校外の諸活動中の対応】



【学校外の諸活動中の教職員の対応】

教職員の対応	留意点
・室内では初期行動や避難方法は授業中と同じ。 ・倒壊や火災、爆発の恐れのある建物から、生徒をすばやく遠ざける。 ・狭い場所や狭い道路では、塀・看板等の倒壊や落下に注意し、素早く広い場所に出させる。 ・海岸では津波、山間部では土砂崩れに注意し、安全な場所に避難させる。 ・電車、バス等に乗車中の場合は、乗務員等の指示に従う。	・教職員は落ち着いた態度で明確に指示し、生徒に不安や恐怖心を与えないようにする。 ・生徒の不安を増大させないように、原則としてその場を離れない。 ・車中では、とっさの安全確保ができるような乗車姿勢と態度を取らせておく。

■ 宿舎に滞在している場合においては、

- ・ 夜間、特に就寝中の場合は、建物の構造に不慣れなことから混乱が生じやすい。
- ・ 火器使用中の場合は、火災発生のおそれがあるなどの点を踏まえた対応を行う。

教職員の対応	留 意 点
・ 分担して、各部屋の生徒を掌握し、負傷者の確認と応急処置を行う。 ・ 避難経路の安全確認を行う者、避難誘導する者等を分担して連携しながら安全な場所に避難させる。	・ 宿舎到着後、生徒に避難経路と避難方法について指導しておく。 ・ 避難開始前に、生徒の人数確認を確実に行う。

(4) 【勤務時間外の対応】

災害発生時の第1～3 配備体制参照

地震発生

管理職

教職員

生徒

学校へ参集

※参集が不可能な場合は、校長に連絡し、最寄りの県立学校へ参集する

・ 学校へ安否確認の連絡をする

学 校 災 害 対 策 本 部 設 置

参集した教職員により役割分担を行い行動開始

被害状況把握

教
職
員
の
安
否
確
認

学
校
の
被
害
状
況
の
把
握

生
徒
及
び
家
族
の
安
否
確
認

- ・ 地震規模、余震情報、二次災害等の情報を収集
- ・ 安全確認、危険箇所の立入禁止措置
- ・ 校区の被害、危険箇所等の情報を収集

被害状況報告

- ・ 教育委員会に被害状況報告
- ・ 外部との対応

避難所運営への支援・学校災害への準備

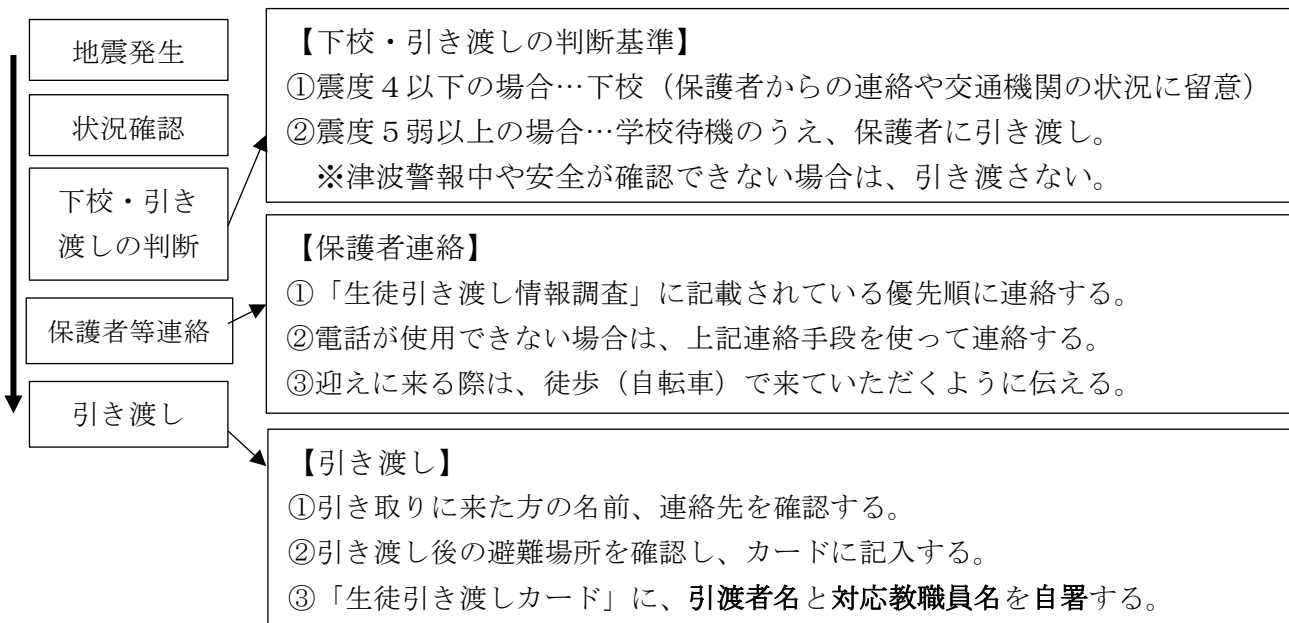
5 保護者等への引き渡し

(1) 保護者等への連絡体制

災害発生時、電話が使用不能の場合は、児童生徒の安否確認や状況の連絡等について、次の連絡手段で対応する。

①すぐーる ②学校ホームページ ③災害伝言ダイヤル「171」 ④校門付近に設置する掲示板

(2) 保護者等への引き渡しの流れ



【引き渡しのための準備】

- ①生徒の安否、負傷の有無等の確認を行い、「生徒引き渡し管理表」に記入する。（主任・副主任）
- ②本部で負傷生徒のリストを作成し、保護者等誘導担当教職員に渡す。（本部）
- ③引き渡し場所、時間等を保護者等に連絡する。（本部）
- ④引き渡し場所の準備（机・イス・クラス表示等）（各学年団）
グラウンド東側から1年・2年・3年とする。（体育館の場合は南側から1年・2年・3年）
- ⑤「生徒引き渡しカード」の準備（本部⇒主任・副主任）
※負傷生徒の「生徒引き渡しカード」は養護教諭に渡しておく。

【引き渡しの手順】

場所：グラウンド（夜間、雨天時は体育館）にクラスごとに整列

- ①「生徒引き渡し管理表」をもとに主任・副主任以外の教職員で、保護者等の誘導を行う。
※負傷している生徒の保護者等は、救護場所（016教室・保健室）へ誘導する。
- ②「生徒引き渡しカード」をもとに、主任・副主任（原則2名で対応）で引き渡し手続きを行う。
- ③兄弟姉妹がいる場合は、低学年の生徒から先に手続きを行う。
- ④負傷している生徒は、016教室・保健室にて養護教諭が状況を説明したのち引き渡す。
■保護者が引き取りに来るまで、生徒は学校で待機させる。

6 学校再開について

学校再開については学校再開計画に沿って実施する。（別紙、学校再開計画参照）

危機管理（様式1）

大規模地震等の対応に関する通学路状況調査・生徒引き渡し情報調査

R 6

年 組 番 氏名

1 自宅情報

自宅住所	〒		
自宅電話		生徒携帯電話	
緊急連絡先	保護者等名		
	電話番号		

2 通学情報（通常は自転車、雨天時はバスなど複数の経路がある場合は②へも記入してください）

時 分頃発	時 分頃着
① 自宅	学校
時 分頃発	時 分頃着
② 自宅	学校

※上段に通学手段と時間、下段に通学経路がわかるよう目印となる建物や橋、交差点などを記入

*記載例			
7時40分頃発	(自転車35分)		8時15分頃着
① 自宅	△△交差点・××橋経由		学校
7時30分頃発(徒歩15分)	(バス15分)		8時10分頃着
② 自宅	〇〇バス停	△△バス停	学校

3 避難場所情報（1）登下校中に地震が発生した場合の、避難場所（山や公共施設など）を記入

--

4 避難場所情報（2）自宅で地震が発生した場合の、自宅以外の避難想定場所を記入

--

5 生徒引き渡し調査票（大規模地震等発生時の生徒引き渡しにおける参考資料）

生徒が学校に登校しているときに災害が発生した場合は、生徒は学校で保護します。帰宅させる時には保護者等の迎えをお願いすることになります。その場合、誰が迎えに来られるかの調査です。

氏 名	続柄等	住 所
		Tel ()
		Tel ()

危機管理（様式2）		Tel（	
-----------	--	------	--

R 6

高知県立春野高等学校

生徒引き渡しカード（緊急用）

★太枠内に必要事項をご記入ください。

1年	組	番	ふりがな 生徒氏名		
2年	組	番			
3年	組	番			
自宅住所					
ふりがな 保護者等氏名					
本校に在籍する 兄弟姉妹		（ 有 ・ 無 ）	年 組	氏名	
災害発生時 緊急連絡先 ※1					
優先	引き渡し予定者の氏名		本人との関係	連絡先（電話番号）	
1					
2					
3					
避難場所※ 2		自宅 ・ 自宅外 ()			
引渡日時		月 日 時 分			
引渡者名（自署）※3			対応教職員名（自署）※3		

★本カードは、緊急時に備え複数枚準備し、校内2か所以上に分けて保管します。

※1 緊急時の連絡先は、自宅、勤務先など、連絡のつく電話番号をお書きください。

例）昼間：△△株式会社（088 - □□□ - □□□□）（母親勤務先）

ただし、災害発生時には、電話が使用できない可能性があります。その場合には、「すぐー
る」 や「学校ホームページ」、「学校正門付近の掲示板等」で連絡することになります。

※2 生徒引き渡しの際に、避難する場所を記入していただきます。

※3 生徒引き渡し時に自署していただきます。

(3) 生徒引き渡し情報の管理

R 6

危機管理（様式3）

生徒引き渡し管理票

年 組 生徒数（ ）名 主任（ ）副主任（ ）

No.	生徒氏名	負傷	引渡日時	引き取り者	関係	避難場所	備考
			月 日 時 分				
			月 日 時 分				
			月 日 時 分				
			月 日 時 分				
			月 日 時 分				
			月 日 時 分				
			月 日 時 分				
			月 日 時 分				
			月 日 時 分				
			月 日 時 分				
			月 日 時 分				
			月 日 時 分				
			月 日 時 分				
			月 日 時 分				
			月 日 時 分				
			月 日 時 分				
			月 日 時 分				

			月 日				
			時 分				

※年度当初に作成し、生徒引き渡しカードと一緒に２か所（校長、教頭）で保管する。

⑯ 津 波 災 害

本校は津波想定区域外であるが、津波予報が発令された場合は以下の対応をとる。

- ・ 生徒及び教職員の安全確保を最優先に、状況に応じた迅速な対応が求められる。
- ・ 津波の接近により生徒が精神的に動揺していることが考えられるので安全に避難できるように生徒を落ち着かせる対応も必要である。

1 安全確保

- (1) 授業担当教員は、地震の揺れが収まったら生徒に机の下から出て、安全な高台への移動ができるよう、部屋の中心などで待機を指示する。
- (2) 3階以上の部屋や屋上に出られるよう出入口を開放するなど避難口を確保する。

2 火気の始末

- (1) 特別教室等で火気を使用中の場合は、直ちに教職員が消火しガスの元栓を締める。

3 情報収集

- (1) 揺れが収まったら、救護活動や避難の円滑な実施のため、迅速な情報収集を行う。

【授業担当教員】

- ① 生徒の負傷の有無、負傷の程度、避難時の安全性（教室及び教室周辺の被害状況、転倒・落下の可能性のある物等）を確認する。
- ② 生徒の不安を増大させないよう、原則としてその場を離れない。

【授業のない教職員】

- ① 分担して各教室に急行し、授業担当教員から生徒の状況を聞き取る。
- ② 避難経路や避難場所の安全性、校舎の被害状況等を確認して管理職に報告する。
- ③ 必要な場合は、授業担当教員や養護教諭と連携して負傷生徒の救急処置に当たる。

【管理職（学校防災本部）】

- ① 状況を正確に把握し、負傷者の救護や避難の実施方法等を決定する。
- ② テレビや携帯ラジオ等で地域全体の被害状況等を把握する。
- ③ 学校の被害状況を踏まえ、管理職の判断により「学校防災本部」を設置する。

4 避難の指示及び誘導

【管理職（学校防災本部）】

- ① 揺れが収まり、避難経路及び避難場所の安全性が確認できた後、教職員や生徒に校内放送等を通じて避難の指示を行う。

【授業のない教職員】

- ① 避難経路、避難場所において避難の誘導と安全性確保に努める。
- ② 校内放送が使用できない場合は、各教室に避難指示を伝える。ハンドマイクを用いて校庭から伝えることも有効であるが、必ず指示伝達の確認を行う。

【授業担当教員】

- ① 指示により避難を開始する。その際、走らないこと、話をしないことなど落ち着いて行動するよう指導する。

5 避難場所での対応

- (1) 教職員は名簿による人員確認、負傷者の状況確認を行い、管理職に報告する。
- (2) 管理職は生徒や教職員の負傷の程度によっては、速やかに救急車の要請を行うよう指示するとともに、養護教諭等による救護班を組織し対応に当たる。
- (3) 生徒や教職員が負傷した場合は、それぞれ保護者や家庭に連絡するなどの措置を行う。

6 教育委員会への報告

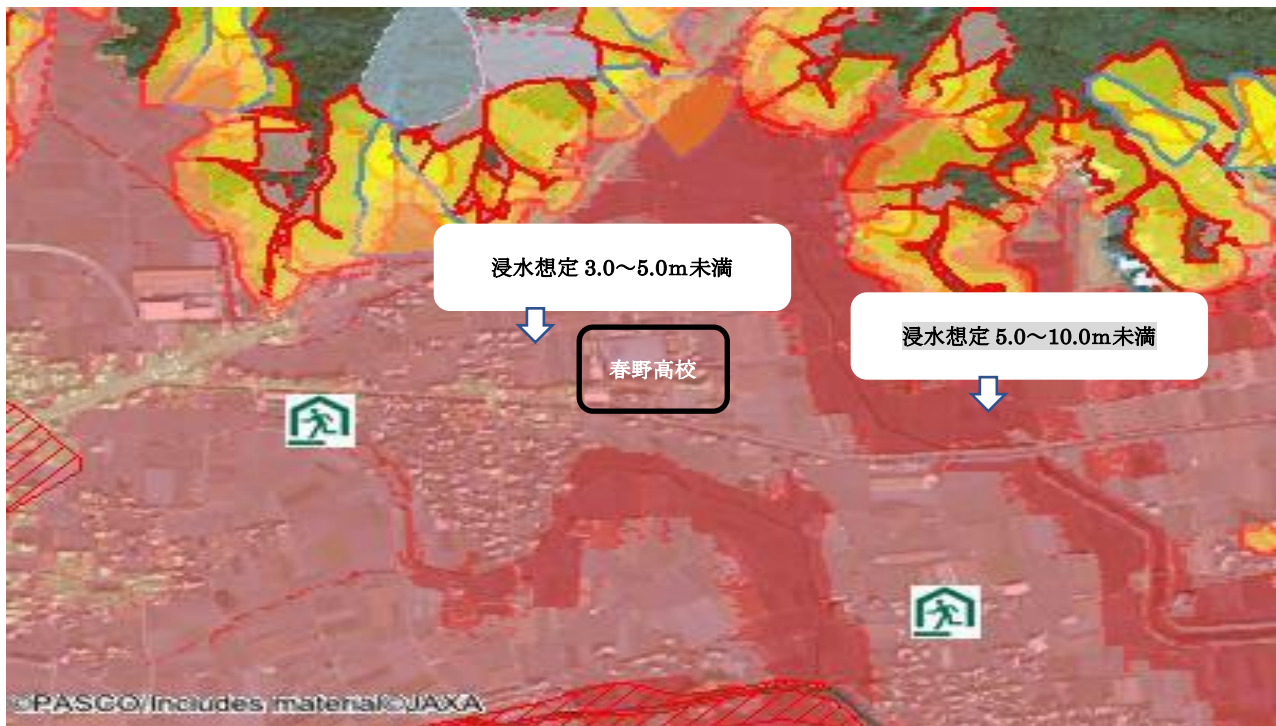
- (1) 管理職は、学校の状況を教育委員会に報告し、必要があれば支援要請を行う。

7 その他

- (1) 施設設備の点検を行い、安全確認をする。
- (2) テレビや携帯ラジオ等での的確な状況把握を行う。
- (3) 校区内の被災状況等を教育委員会等の関係機関や地域の情報から正確に把握する。
- (4) 通学路の安全確認や、交通機関の運行状況の確認を行う。
- (5) 生徒を下校させる場合は、保護者と連絡が取れるまで学校に待機させるなど、状況に応じた対策をとる。

⑪

浸水災害・土砂災害



- ・ 生徒及び教職員の安全確保を最優先に、状況に応じた迅速な対応が求められる。
- ・ 河川の氾濫等により生徒が精神的に動揺していることが考えられるので安全に避難できるよう生徒を落ち着かせる対応も必要である。

▶災害対策本部(組織・対応)◀

名称	担当	主な対応
対策本部	校長 教頭 事務長 主幹教諭 総務・教務部長 (防災担当教員)	・ 被害状況等を把握し、避難方法を決定 ・ 避難経路の安全性を確認後、避難の指示 ・ 二次災害の情報収集 ・ 教育委員会への報告 ・ 関係機関（消防、病院等）への連絡
生徒対応係	授業担当教員	・ 生徒の安全を確保し、生徒への的確な指示（押さない・走らない・しゃべらない・戻らない）等 ・ 生徒の負傷の有無、負傷の程度、避難時の安全性の確認 ・ 二次災害の防止活動
避難誘導係	進路部長 授業外教員	・ 分担して各教室等に急行し、授業担当教員から生徒及び教職員の被害状況を聞き取り、本部に報告 ・ 避難経路の安全性を確認、本部に報告後、生徒の避難誘導 ・ 分散して各教室、トイレ等の残留生徒を確認
安否確認係	ホーム担任 副担任 学年主任	・ ホーム担任・副担任は、担当ホームの人員点呼をとり、負傷者及び行方不明者を学年主任に報告 ・ 学年主任は負傷者及び行方不明者を本部に報告
救出係	生徒部	・ 行方不明者の搜索
救急係	養護教諭 保健主事	・ 負傷者への応急手当 ・ 負傷の状況を本部へ連絡
搬出係	事務部 推進部長	・ 非常持ち出し品の搬出

【1】浸水災害

生徒の登校後、浸水の危険性が高まった場合に次の対応をとる。

1 安全確保

◎洪水の場合の体制確立判断時期と校内の体制

体制確立の判断時期				校内の体制		
警戒レベル	気象庁が発表する警報・注意報	国土交通省または都道府県と気象庁が共同で発表する洪水予報・水位到達情報	県・市等が発表する避難情報		情報収集伝達	避難誘導
レベル2	洪水注意報	仁淀川氾濫注意情報	—	注意体制確立	・洪水予報等の情報収集	
レベル3	洪水警報	仁淀川氾濫警戒情報	高齢者等避難	警戒体制確立	・洪水予報等の情報収集 ・保護者・家族等への事前連絡 ・周辺住民への事前協力依頼	・使用する資器材の準備 ・要配慮者の避難誘導
レベル4		仁淀川氾濫危険情報	避難指示	非常体制確立		・校内全体の避難誘導

(1) 授業担当教員は、河川の氾濫等により浸水被害が予想される場合は、各棟の2階以上に避難するよう指示する。避難の長期化が予想される場合は、水位が上昇するまでに、水・食料・毛布等の備蓄品を校舎2階以上の教室に運搬して備える。

(2) 2階以上の部屋や屋上に出られるよう出入口を開放するなど避難口を確保する。(事務)

2 火気の始末

(1) 特別教室等で火気を使用中の場合は、直ちに教職員が消火し、ガスの元栓を締める。

3 情報収集

(1) 救護活動や避難の円滑な実施のため、迅速な情報収集を行う。

◎防災気象情報等

◎防災気象情報等

- 気象警報・津波情報（ラジオ、テレビ、インターネット）
- 洪水予報・水位到達情報（県・市からのFAX、インターネット、緊急速報メール）
- 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示(緊急)
（テレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線、緊急速報メール・防災メール・地域防災警報、消防によるアナウンス）
- 学校周辺の浸水状況（教職員による目視：屋上より）
- 排水施設の稼働状況（市・町からのFAX等）

【授業担当教員】

- ① 生徒の負傷の有無、負傷の程度、避難時の安全性（教室及び教室周辺の被害状況等）を確認する。
- ② 生徒の不安を増大させないように、原則としてその場を離れない。

【授業のない教職員】

- ① 分担して各教室に急行し、授業担当教員から生徒の状況を聞き取る。
- ② 避難経路や避難場所の安全性、校舎の被害状況等を確認して管理職に報告する。

- ③ 養護教諭は救急セットを持参し2階に避難し、授業担当教員と連携して負傷生徒の救急処置に当たる。

【管理職（学校防災本部）】

- ① 状況を正確に把握し、負傷者の救護や避難の実施方法等を決定する。
 ② テレビや携帯ラジオ等で地域全体の被害状況等を把握する。
 ③ 学校の被害状況を踏まえ、管理職の判断により「学校防災本部」を2階職員室か3階図書室に設置する。
 ④ 災害時に備え、日頃より持ち出す資料・財産などの整理をし、災害時には本部に迅速に移動する。（事務関係含む）以下参照

◎避難確保資器材一覧

内容	主な資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、PC、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、バッテリー類
避難誘導	名簿（生徒・教職員）・拡声器・ホイッスル・誘導旗（交通安全黄旗等）、懐中電灯・電池・バッテリー類
施設内の一時避難	【321教室】飲料水（90ℓ/人）、食料（9食/人）、毛布・防寒具等
衛生器具	トイレットペーパー、ウェットティッシュ、マスク、ゴミ袋
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏等救急医療品
その他	指導要録、財産管理簿等

4 避難の指示及び誘導 ▶災害対策本部(組織・対応)◀・避難経路図 参照

【管理職（学校防災本部）】

- ① 避難経路及び避難場所の安全性が確認できた後、教職員や生徒に校内放送等を通じて2階以上への避難の指示を行う。

【授業のない教職員】

- ① 避難経路、避難場所において避難の誘導と安全性確保に努める。
 ② 校内放送が使用できない場合は、各教室に避難指示をハンドマイク等用いて行い、必ず指示伝達の確認を行う。

【授業担当教員】

- ① 指示により避難を開始する。その際、走らないこと、話をしないことなど落ち着いて行動するよう指導する。

5 避難場所での対応

- (1) 教職員は名簿による人員確認、負傷者の状況確認を行い、管理職に報告する。
 (2) 管理職は生徒や教職員の負傷の程度によっては、速やかに救急車の要請を行うよう指示するとともに、養護教諭等による救護班を組織し対応に当たる。
 (3) 生徒や教職員が負傷した場合は、それぞれ保護者や家庭に連絡するなどの措置を行う。

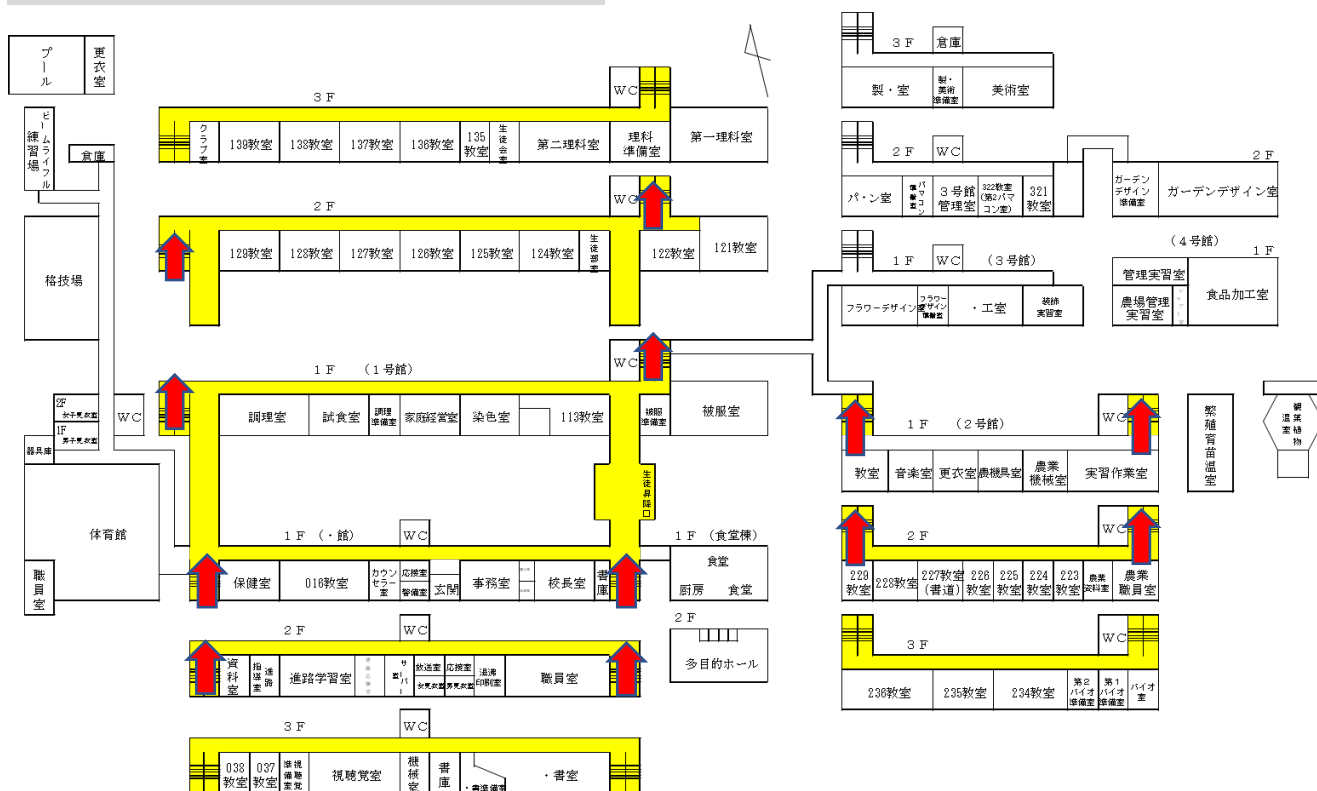
6 教育委員会・市町村防災課への報告

- (1) 管理職は、学校の状況を教育委員会に報告し、必要があれば支援要請を行う。
 (2) 状況により、教育委員会より市町村防災課へ支援要求を依頼する。

7 その他（浸水が解消された後）

- (1) 施設設備の点検を行い、安全確認をする。
- (2) テレビや携帯ラジオ等での確な状況把握を行う。
- (3) 校区内の被災状況等を教育委員会等の関係機関や地域の情報から正確に把握する。
- (4) 通学路の安全確認や、交通機関の運行状況の確認を行う。
- (5) 生徒を下校させる場合は、すぐー等を活用して、保護者と連絡が取れるまで学校に待機させるなど、状況に応じた対策をとる。
- (6) 【台風や大雨による教育活動の中止判断基準・休校処置等について】も日々周知しておく。
- (7) 災害に対する教育は、安全計画で実施する。（学校安全計画参照）

【避難経路図】各棟 2 F 以上への避難経路図



【2】土砂災害（果樹園）



避難経路（果樹園⇒国道⇒学校）

- ・ 生徒及び教職員の安全確保を最優先に、状況に応じた迅速な対応が求められる。
- ・ 土砂災害等により生徒が精神的に動揺していることが考えられるので安全に避難できるように生徒を落ち着かせる対応も必要である。

◎▶災害対策本部（組織・対応）◀は、浸水災害時マニュアルを参照

1 安全確保

◎土砂災害の場合の体制確立判断時期と校内の体制

体制確立の判断時期				校内の体制		
警戒レベル	気象庁が発表する警報・注意報	国土交通省または都道府県と気象庁が共同で発表する大雨・土砂災害情報	県・市等が発表する避難情報		情報収集伝達	避難誘導
レベル2	大雨・土砂災害注意報	土砂災害情報	—	注意体制確立	・大雨予報や土砂災害情報収集	
レベル3	大雨警報（土砂災害）	土砂災害危険情報	高齢者等避難開始	警戒体制確立	・大雨洪水予報や土砂災害の情報収集 ・保護者・家族等への事前連絡 ・周辺住民への事前協力依頼	・使用する資器材の準備 ・要配慮者の避難誘導
レベル4		土砂災害危険情報	避難指示（緊急）	非常体制確立		・果樹園内の避難誘導

2 情報収集

- （1）救護活動や避難の円滑な実施のため、迅速な情報収集を行う。【1】浸水災害項目(3)参照
- ・ 特に、台風等や大雨の状況を実習・管理作業計画に基づいて計画的に情報収集を行う。

3 避難誘導

(1) 避難誘導等

授業担当教員は、大雨洪水等による土砂災害が予想される場合は、実習等授業や果樹管理を中止し、また、速やかに次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため生徒や教職員が果樹園を離れてから状況を学校に報告する。避難にあたっては、避難開始を「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始」と、生徒及び職員に周知し速やかに学校に避難する。

＜土砂災害の前兆現象例＞

- ・ 崖の表面に水が流れ出す ・ 崖から水が噴き出す ・ 小石がパラパラ落ちる ・ 崖からの水が濁りだす ・ 崖の樹木が傾く ・ 樹木の根の切れる音がする ・ 樹木の倒れる音がする
- ・ がけに割れ目が見える ・ 斜面がふくらみだす ・ 地鳴りがする など

(2) 果樹園周辺や避難経路の点検

ア 果樹園周辺の点検

- ・ 避難場所に移動する際、果樹園敷地内の樹木や支障物が無いか点検を実施し、支障となる樹木等は適宜剪定を実施する。
- ・ 施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

イ 避難経路の点検

- ・ 避難場所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、事務長等と日々情報を共有する。

ウ 避難経路の周知

- ・ 農場長や果樹担当教職員は、農業系列担当教員及び果樹専攻の生徒に対して避難経路の周知を徹底する。

⑱ ミサイル等接近時の対応

- ・ 生徒及び教職員の安全確保を最優先に、状況に応じた迅速な対応が求められる。
- ・ 突然のアラートにより生徒が精神的に動揺していることが考えられるので安全に避難できるよう生徒を落ち着かせる対応も必要である。

1 安全確保

- (1) 授業担当教員は、アラートを確認したら生徒に窓やロッカー等から離れ机の下にもぐるなど身を守る行動を取るよう指示する。
- (2) 身を隠す所がない場合は、落下物から身を守るため本などで頭を保護し、低い姿勢をとるよう指示する。
- (3) 屋外の場合は、近くの施設内へ避難を行う。
- (4) 出入口を開放するなど避難口を確保する。

2 火気の始末

- (1) 特別教室等で火気を使用中の場合は、直ちに教職員が消火しガスの元栓を締める。

3 情報収集

(1) 警報が解除されたら、救護活動や避難の円滑な実施のため、迅速な情報収集を行う。

【授業担当教員】

- ① 生徒の負傷の有無、負傷の程度、避難時の安全性（教室及び教室周辺の被害状況、転倒・落下の可能性がある物等）を確認する。
- ② 生徒の不安を増大させないよう、原則としてその場を離れない。

【授業の無い教職員】

- ① 分担して各教室に急行し、授業担当教員から生徒の状況を聞き取る。
- ② 避難経路や避難場所の安全性、校舎の被害状況等を確認して管理職に報告する。
- ③ 必要な場合は、授業担当教員や養護教諭と連携して負傷生徒の救急処置に当たる。

【管理職（学校防災本部）】

- ① 状況を正確に把握し、負傷者の救護や避難の実施方法等を決定する。
- ② テレビや携帯ラジオ等で地域全体の被害状況等を把握する。
- ③ 学校の被害状況を踏まえ、管理職の判断により「学校防災本部」を設置する。

4 避難の指示及び誘導

【管理職（学校防災本部）】

- ① ミサイル等の状況と避難経路及び避難場所の安全性が確認できた後、教職員や生徒に校内放送等を通じて避難の指示を行う。

【授業のない教職員】

- ① 避難経路、避難場所において避難の誘導と安全性確保に努める。
- ② 校内放送が使用できない場合は、各教室に避難指示を伝える。ハンドマイクを用いて校庭から伝えることも有効であるが、必ず指示伝達の確認を行う。

【授業担当教員】

- ① 指示により避難を開始する。その際、走らないこと、話をしないことなど落ち着いて行動するよう指導する。

5 避難場所での対応

- (1) 教職員は名簿による人員確認、負傷者の状況確認を行い、管理職に報告する。
- (2) 管理職は生徒や教職員の負傷の程度によっては、速やかに救急車の要請を行うよう指示するとともに、養護教諭等による救護班を組織し対応に当たる。
- (3) 生徒や教職員が負傷した場合は、それぞれ保護者や家庭に連絡するなどの措置を行う。

6 教育委員会への報告

- (1) 管理職は、学校の状況を「**学校安全対策課**」(088-821-4533/fax088-821-4546)に報告し、必要があれば支援要請を行う。

7 その他

- (1) 施設設備の点検を行い、安全

R5.11.21 付け、学校安全対策課事務連絡を受けて修正
校内受付文書番号 5497

修正前 教育委員会に報告し⇒ **修正後** 上の通り

- (2) テレビや携帯ラジオ等で的確な状況把握を行う。
- (3) 校区内の被災状況等を教育委員会等の関係機関や地域の情報から正確に把握する。
- (4) 通学路の安全確認や、交通機関の運行状況の確認を行う。
- (5) 生徒を下校させる場合は、保護者と連絡が取れるまで学校に待機させるなど、状況に応じた対策をとる。

令和5年度 学校安全年間計画

		月 目 標	4 月	5 月	6 月	7・8 月	9 月
項 目			・学校環境の安全 ・通学時の安全	・集団行動と安全 ・スポーツと安全	・梅雨時の健康と安全 ・事故防止	・夏季休業中の健康と安全	・体育祭の安全な実施
安全 教育	安全 指導	学校行事	・始業式、入学式 ・交通安全街頭指導 ・定期健康診断、スポーツテスト ・新入生オリエンテーション ・防災避難訓練(地震・浸水) 事前事後学習	・県下高校体育大会 ・訪問介護員同行訪問研修 ・救急法実技講習会	・水泳指導開始 ・避難学習等(地震・火災・ 浸水) ・SNS 普及に伴う犯罪講和	・産社職場体験 ・福祉現場実習 ・学校保健委員会 ・四国、全国大会	・体育祭(隔年) ・総学インターンシップ ・防災避難訓練(シェイク アウト訓練)【地震・ 弾道ミサイル】事前事 後学習
		HR 活動	・学校での事故と安全な生活 ・生徒実態調査			・体育祭、学園祭(隔年)に ついて	・体育祭、学園祭(隔年) について
		生徒会活動	・前期生徒会役員選挙	・リーダー研修 ・ホームマッチの運営と安全	・体育祭、学園祭(隔年)へ の取り組み	・体育祭、学園祭(隔年)へ の取組	・体育祭、学園祭(隔年) への取組
		部活動	・部登録と活動計画 ・顧問会 ・施設設備、用具の安全点検	・部員の健康調査 ・大会と事故防止	・用具の安全点検	・夏季休業中の練習計画 ・合宿計画と安全 ・部室の清掃と整頓	・活動中の事故防止の 強化 ・新人戦に向けての計 画
		生徒指導	・交通安全街頭指導 ・自転車通学許可 ・ヘルメット着用呼びかけ ・TrafficSafetyNews 活用指導	・校門指導 ・交通安全街頭指導 ・全校一斉自転車指導	・交通安全街頭指導 ・TSN 活用指導	・夏季休業中の安全指導	・PTA 合同交通安全街頭 指導 ・TSN 活用指導
	安全 学習	教科指導					
安全 管理	対物管理		・施設設備、通学路安全点検	・体育館、校庭の安全点検 ・プール清掃、消毒、点検	・校内の施設と設備の安全 点検と安全措置	・校内の施設と設備の安全 点検と安全措置	・校内の施設と設備の 安全点検と安全措置
	対人管理		・健康状況の把握 ・通学路の実態調査	・メンタル面の健康	・水泳時の安全指導 ・梅雨期の安全管理	・休み中の水難、交通事故、 部活動、合宿等の諸注意	・健康状況の把握 ・メンタル面の健康 ・体育祭・学園祭の安全 諸注意
組織活動			・部活動顧問会 ・学校安全計画の確認と分担	・中高連絡会 ・部活動顧問会 ・学校医より学校安全計画に ついての指導・助言	・PTA 総会	・部活動顧問会 ・反省職員会	・学園祭実行委員会 ・部活動顧問会

月 目 標 項 目			1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
			・問題行動防止と対策 ・安全意識を高める	・安全意識を高める ・学園祭の安全な実施	・冬季休業中の健康と安全	・休業明け健康と安全	・学校環境の安全	・反省とまとめ ・次年度の計画
安全 教育	安全 指導	学校行事	・高 P 連研修会	・ホームデイ ・学校企業訪問	・年末年始交通安全週 間 ・大掃除 ・ホームマッチ ・防災学習（講演）	・交通安全指導	・総合学科発表会 ・修学旅行（2 年） ・大掃除	・卒業式 ・終業式 ・高校入試 ・防災避難訓練【地震・火災・浸水】事前事後学習
		HR 活動	・体育祭、学園祭(隔年)への取組	・学園祭(隔年)への取組	・休み中の諸注意	・修学旅行の安全		・本年度の反省
		生徒会活動	・後期生徒会選挙 ・学園祭(隔年)への取組	・学園祭(隔年)への取組	・ホームマッチの運営と安全			
		部活動	・用具の安全点検と整備	・冬季トレーニング計画の作成	・部室の清掃 ・冬季トレーニングと安全	・用具の安全点検整備	・施設の整理整頓 ・施設設備の点検と措置	・本年度の反省 ・春休みの計画
		生徒指導	・交通安全街頭指導	・交通安全街頭指導	・交通安全街頭指導 ・休み中の健康と安全	・交通安全街頭指導 ・TSN 活用指導	・交通安全街頭指導	・交通安全街頭指導
	安全 学習	教科指導						
安全 管理	対物管理					・室内の換気 ・環境衛生検査	・室内の換気	・学校生活の点検と評価
	対人管理		・持久走前健康調査		・冬の健康管理	・修学旅行前の健康調査	・自他の安全と自主管理	・本年度の反省
組織活動			・ P T A 研修会				・学校保健委員会 ・各部反省会	・反省職員会 ・学校安全計画の評価と反省 ・次年度の計画

～ メモ ～